

# 第5次裾野市地域福祉計画

令和8年3月

裾野市



## 第5次裾野市地域福祉計画の策定にあたって

本市では、地域に住む誰もが安心して自分らしい生活ができるよう、市民の皆様や事業者、関係団体の皆様と連携・協力し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

現在、我が国では少子高齢化や人口減少に加え、「8050問題」や生活困窮など、複数の課題が複雑に絡み合い、解決が困難な事例が増加しています。こうした状況に対応するため、地域住民や関係団体が主体となって参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域を共に創り上げていく「地域共生社会」の実現が強く求められています。

本市においても、こうした複雑化する課題を「自分事」として捉え、世代や障がいの有無、国籍などを超えて支え合うまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体がそれぞれの特性や能力を発揮し、共に歩んでいくことが不可欠です。

この度策定いたしました「第5次裾野市地域福祉計画(令和8年度～12年度)」では、誰もが尊重され、安心して暮らせる社会を目指し、「**つながりを大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその**」を基本理念に掲げました。本計画のもと、全市一丸となって地域福祉の向上に邁進してまいり所存です。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただいた策定委員会の皆様をはじめ、調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に深く感謝申し上げます。今後とも、本計画の推進に一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

裾野市長 村田 悠



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって.....</b>	<b>1</b>
1 地域福祉とは.....	1
2 計画の策定の趣旨と背景.....	1
3 地域福祉計画とSDGs.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間.....	4
6 計画の策定方法.....	4
<b>第2章 裾野市の地域福祉を取り巻く現状.....</b>	<b>5</b>
1 統計データからみる現状.....	5
2 アンケート結果からみる現状.....	17
3 ヒアリング調査結果からみる現状.....	33
4 アンケート結果等からみる課題.....	36
<b>第3章 計画の基本的な考え.....</b>	<b>38</b>
1 計画の基本理念.....	38
2 計画の基本目標.....	40
3 計画の体系.....	41
<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>42</b>
基本目標1 はぐくむ 地域を担う人づくり.....	42
基本目標2 つながる 地域社会を支えるネットワークづくり.....	46
基本目標3 活用する 利用しやすいサービスの仕組みづくり.....	49
基本目標4 安心する 安心して地域で暮らせる環境づくり.....	54
<b>第5章 裾野市第1期再犯防止推進計画.....</b>	<b>57</b>
1 策定の趣旨.....	57
2 計画の目標・役割.....	57
3 課題と取組.....	57

## 第6章 計画の推進に向けて..... 61

- 1 計画の普及・啓発..... 61
- 2 計画の推進体制..... 61
- 3 計画の進捗管理..... 61

## 資料編 計画の推進に向けて..... 62

- 1 裾野市地域福祉計画策定委員会設置条例..... 62
- 2 裾野市地域福祉計画策定委員会 委員名簿..... 64
- 3 第5次裾野市地域福祉計画 策定の経過..... 64
- 4 用語解説..... 65

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉とは

福祉とは、特定のだけだけでなく、みんなが幸せに暮らせるような活動をいい、それを実現するためには、法令や制度による社会保障だけでなく、地域住民が互いに支え合うことが不可欠です。

地域福祉とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。

## 2 計画の策定の趣旨と背景

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。

国では、社会福祉法の改正により地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と関係機関等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこととなりました。包括的な支援体制の構築を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実が求められています。

また、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」が示されました。日本でも政府や民間企業が一体となり、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みを進めています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性別、年齢、障害の有無など、多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らしていくことのできる社会が求められています。

このたび、「第4次裾野市地域福祉計画」の期間が満了することから、社会情勢や制度の変化に適切な対応をするとともに、本市の地域福祉に関する理解や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として「第5次裾野市地域福祉計画」を策定することとしました。

### 3 地域福祉計画とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals)は、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。

貧困や飢餓、気候変動、平和など広範な分野について、令和12年までの「17の開発目標」が設定されています。これらの17の目標は、相互に関連し、これを包括的に解決することで、それぞれの目標を達成する仕組みとしています。

また、SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととしています。

そこで本計画においても「1 貧困をなくそう」をはじめ、以下の8個の目標を意識して各種施策の推進を図るものです。

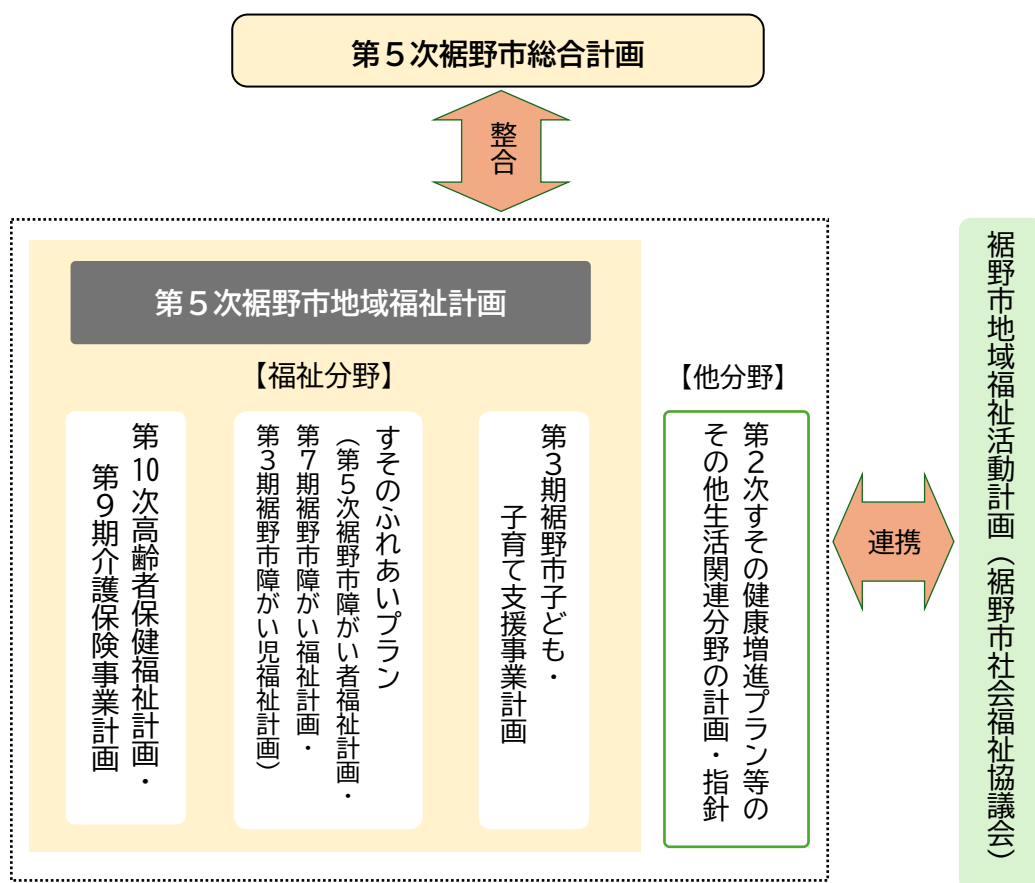


## 4 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、第5次裾野市総合計画の分野別計画として位置付けられており、地域福祉を推進する観点から、「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「すそのふれあいプラン（第5次裾野市障がい者福祉計画・第7期裾野市障がい福祉計画・第3期裾野市障がい児福祉計画）」、「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」等の分野別計画との連携・整合性を図る計画となります。

さらに防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



## 5 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画期間

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
第4次計画	第5次地域福祉計画					次期計画

## 6 計画の策定方法

### (1) 策定委員会による協議

計画の見直しに際しては、市民の意見が反映されるよう、行政内部だけでなく、公募の市民、福祉関係団体、医療関係者、地域住民団体の参画を得て、裾野市地域福祉計画策定委員会を設置して検討を行うとともに、事業等に係る連携を図るため、庁内においては関係各課と検討・調整等を行い策定しました。

### (2) 市民アンケートの実施

今回、計画の見直しに向け、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見などをお聞きし、新しい計画の基礎資料とするべく、アンケート調査を実施することとしました。

#### 【市民アンケート調査概要】

- ①調査対象者 : 18歳以上の市民の皆様の中から無作為に1,000人を抽出
- ②調査方法 : 郵送による配布・回収及びWEBによる回答
- ③調査期間 : 令和7年1月～2月
- ④回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000通	541通	54.1%

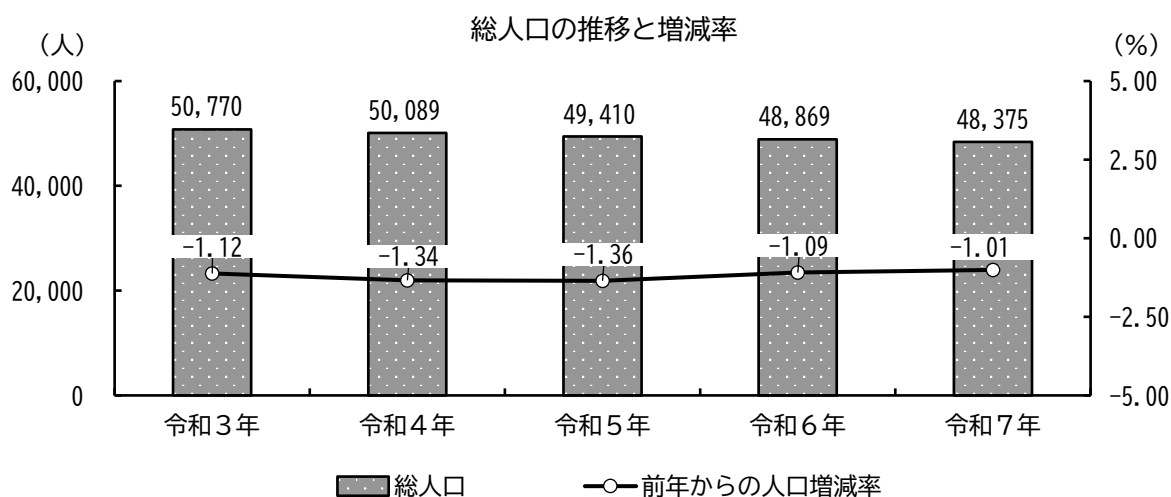
## 第2章 裾野市の地域福祉を取り巻く現状

### 1 統計データからみる現状

#### (1) 人口・世帯の状況

##### ① 総人口の推移と増減率

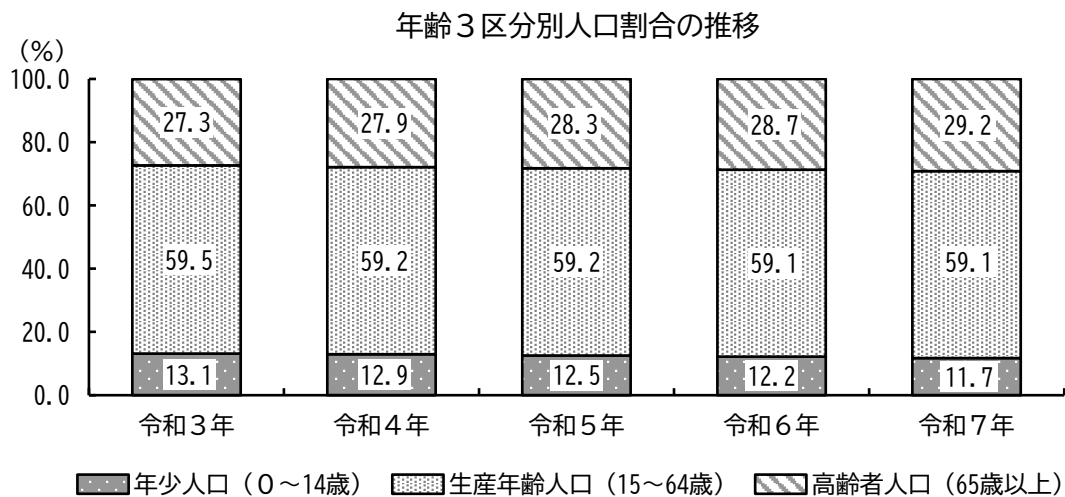
総人口の推移をみると、近年減少傾向にあり、令和7年には48,375人と、令和3年より2,395人減少しています。前年からの人口増減率は、令和7年には-1.01%と、令和3年より0.11ポイント減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 年齢3区分別人口割合の推移

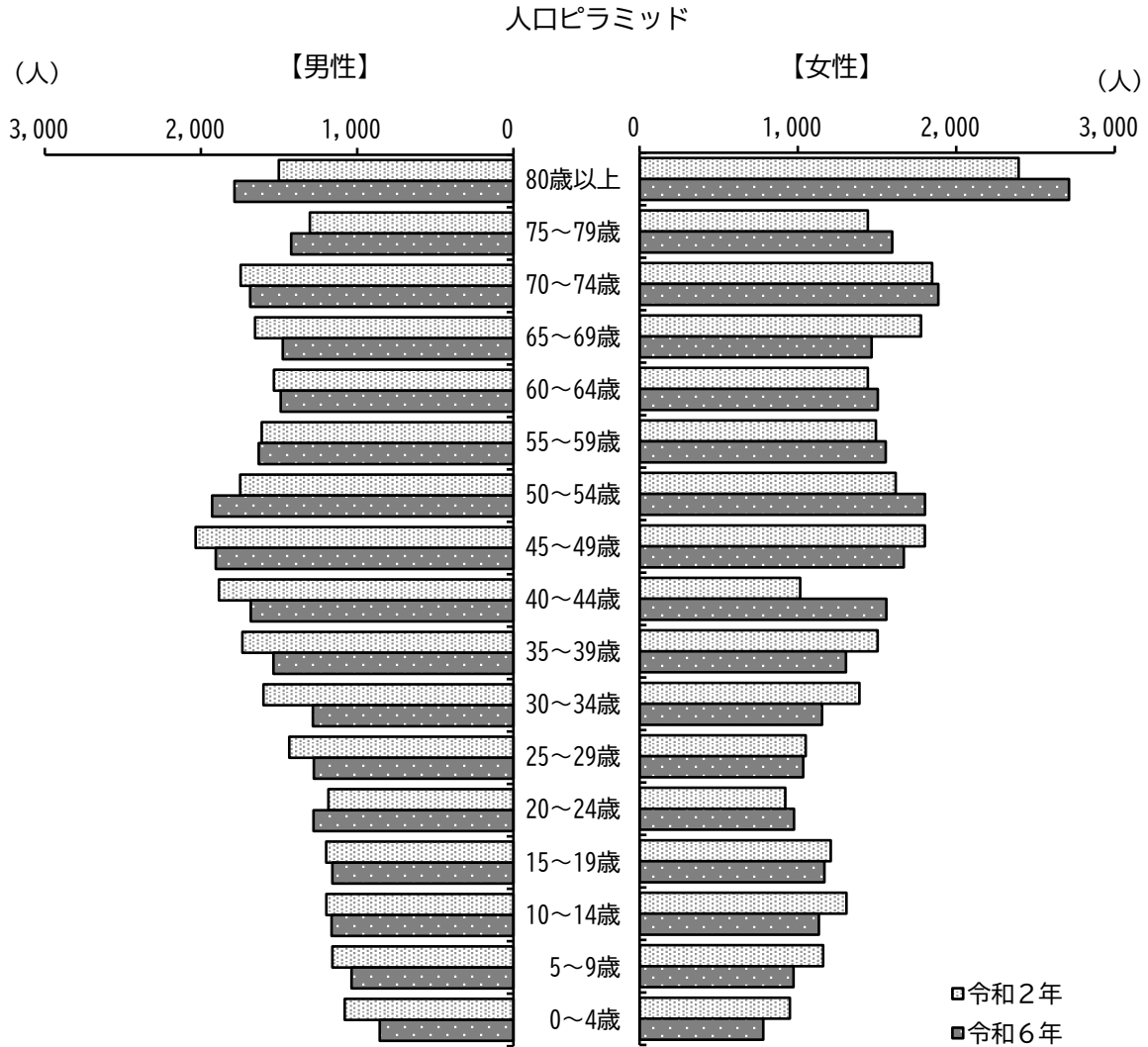
年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、令和7年には29.2%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ③ 人口ピラミッド

令和2年と令和6年を比較すると男女とも0～19歳、25～39歳で減少し、50歳以上で増加しています。なかでも、75歳以上で男女とも増加し、20歳未満で減少しており、本市でも少子高齢化が進んでいます。



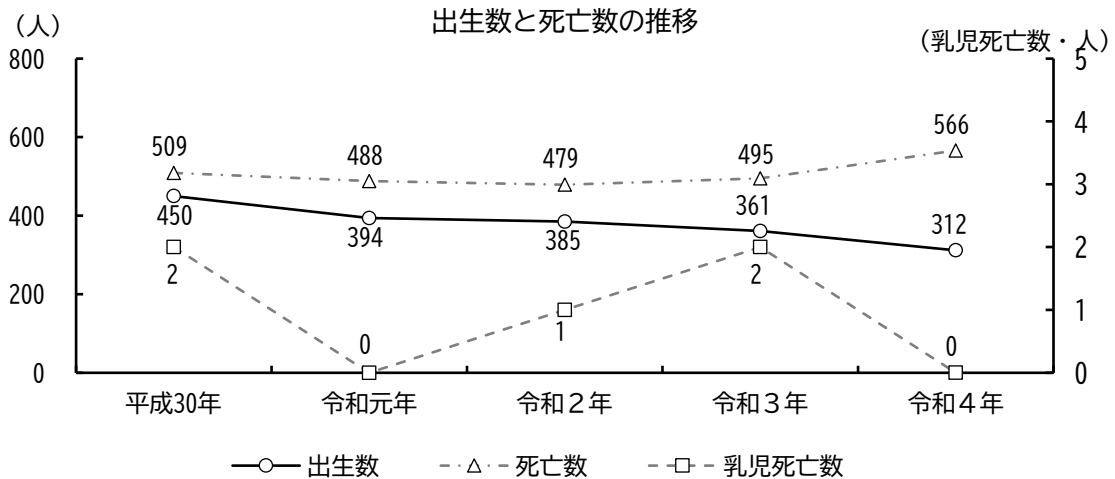
資料：令和2年は国勢調査  
令和6年は住民基本台帳（4月1日現在）

#### ④ 出生数と死亡数の推移

出生数の推移をみると、平成30年以降、減少傾向にあり、令和4年には312人と、平成30年より138人減少しています。

死亡数の推移をみると、平成30年以降、令和2年まで減少傾向でしたが、令和3年に増加し、令和4年では平成30年より57人増加しています。

乳児死亡数は増減を繰り返しており、令和4年では0人となっています。

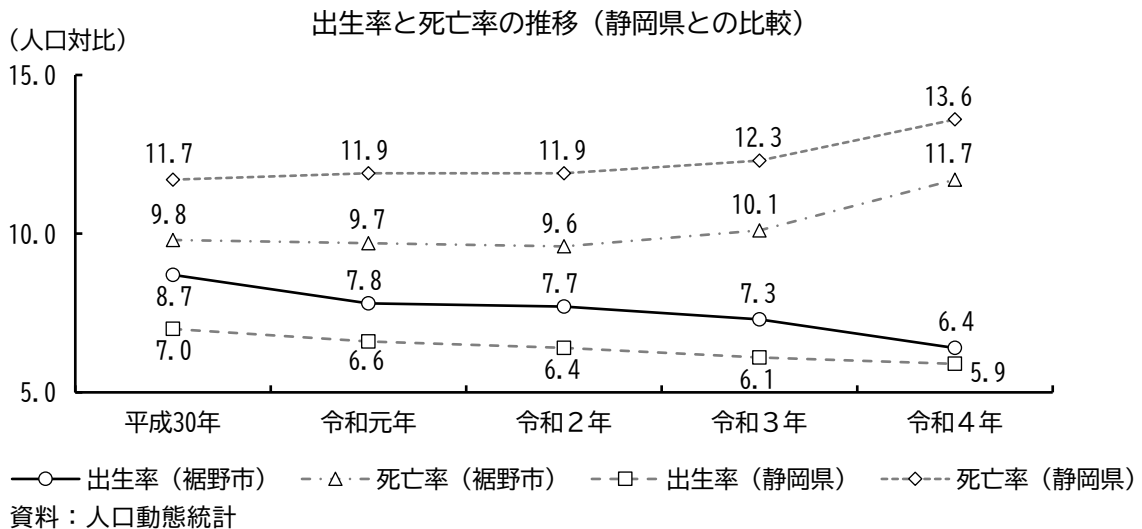


#### ⑤ 出生率と死亡率の推移（静岡県との比較）

出生率の推移をみると、令和4年は6.4%となり、平成30年以降減少していますが、静岡県を上回っています。

死亡率の推移をみると、令和2年以降増加し、令和4年には11.7%となりましたが、いずれの年も静岡県を下回っています。

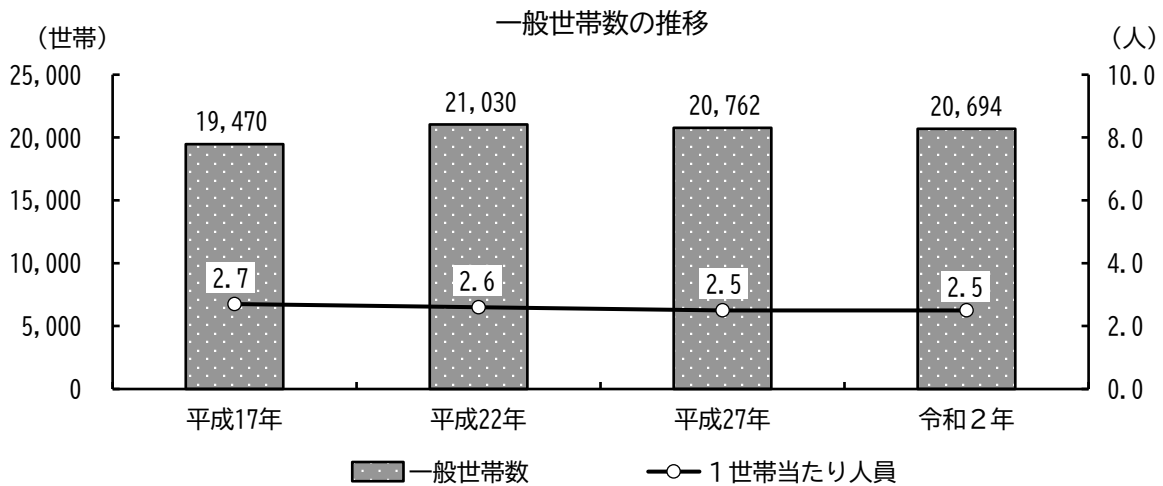
平成30年から、死亡率が出生率を上回っており、今後も自然増加数は減少していく傾向にあります。



### ⑥ 一般世帯数の推移

一般世帯数の推移をみると、平成22年以降減少しており、令和2年には20,694世帯となっています。

また、一世帯あたり人員の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年には2.5人となっています。



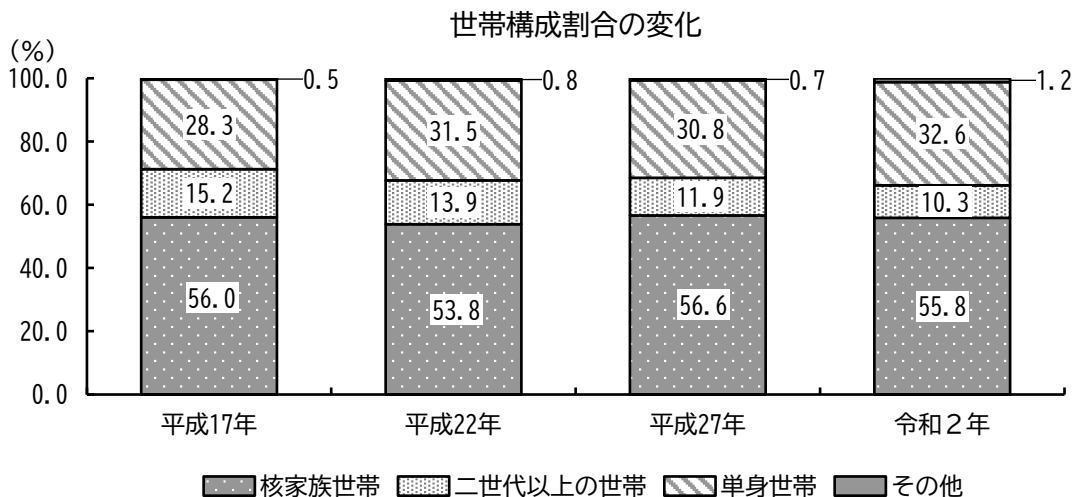
※ 一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯をいいます。

資料：国勢調査

### ⑦ 世帯構成割合の変化

世帯構成割合の変化をみると、令和2年には核家族世帯が55.8%、次いで単身世帯が32.6%となっています。

また、二世帯以上の世帯は年々減少し、令和2年には10.3%となっています。



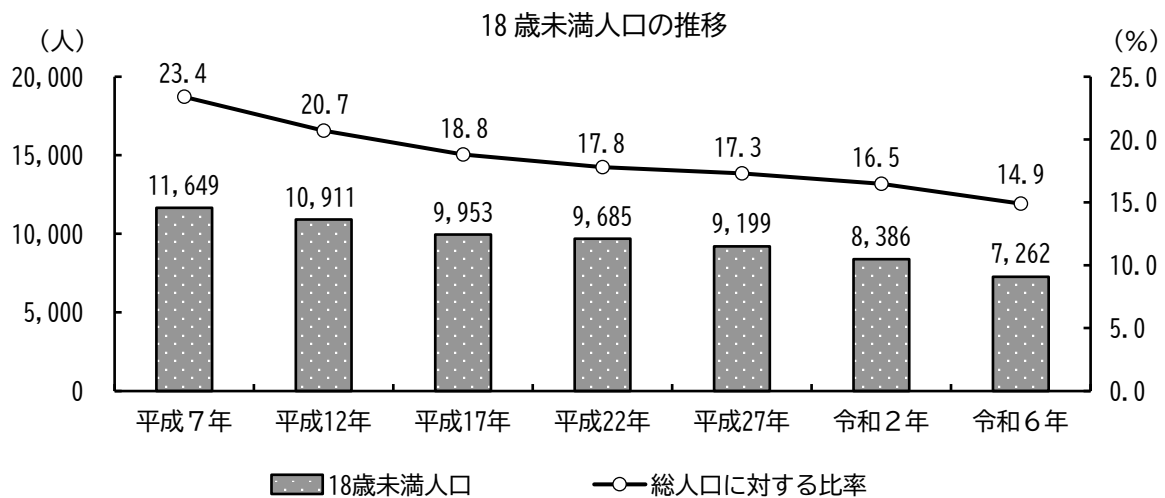
資料：国勢調査

## (2) 子ども・高齢者・障がいのある方の状況

### ① 18歳未満人口の推移

18歳未満人口の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年には7,262人と、平成7年より4,300人以上減少しています。

また、総人口に対する比率も年々減少しており、令和6年には14.9%と、平成7年より8.5ポイント減少しています。



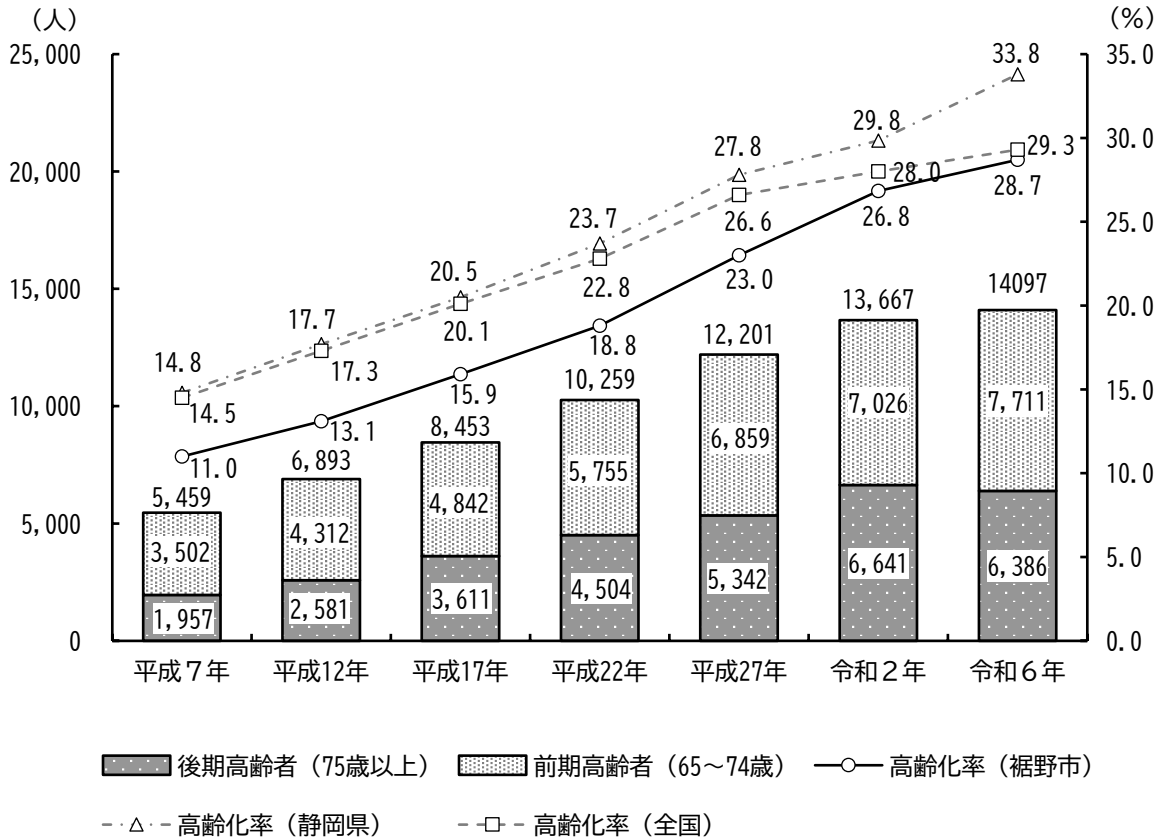
資料：国勢調査（令和2年）  
市民課資料（令和6年から10月1日現在）

## ② 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口の推移をみると、年々増加しており、令和6年には後期高齢者が6,386人、前期高齢者が7,711人となっています。

高齢化率も増加しており、令和6年では28.7%となっていますが、全国、静岡県に比べ低くなっています。

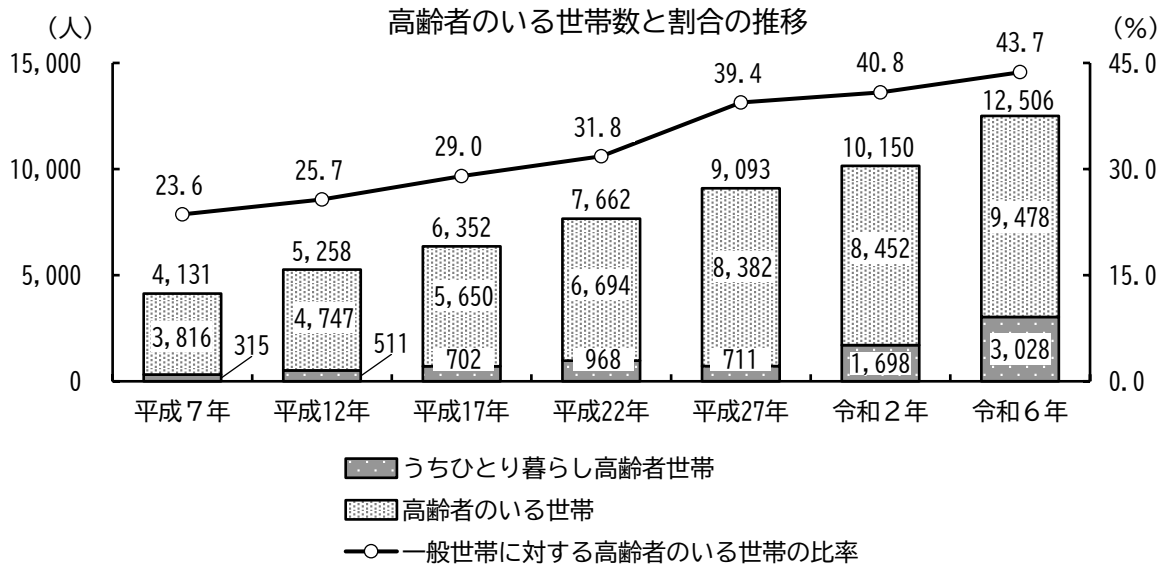
高齢者人口・高齢化率の推移



資料：国勢調査（令和2年）  
市民課資料（令和6年から 10月1日現在）

### ③ 高齢者のいる世帯数と割合の推移

高齢者のいる世帯数の推移をみると、年々増加しており、令和6年には12,506世帯となっており、一般世帯に対する高齢者のいる世帯は43.7%を占めています。また、ひとり暮らし高齢者世帯は3,028世帯となっています。

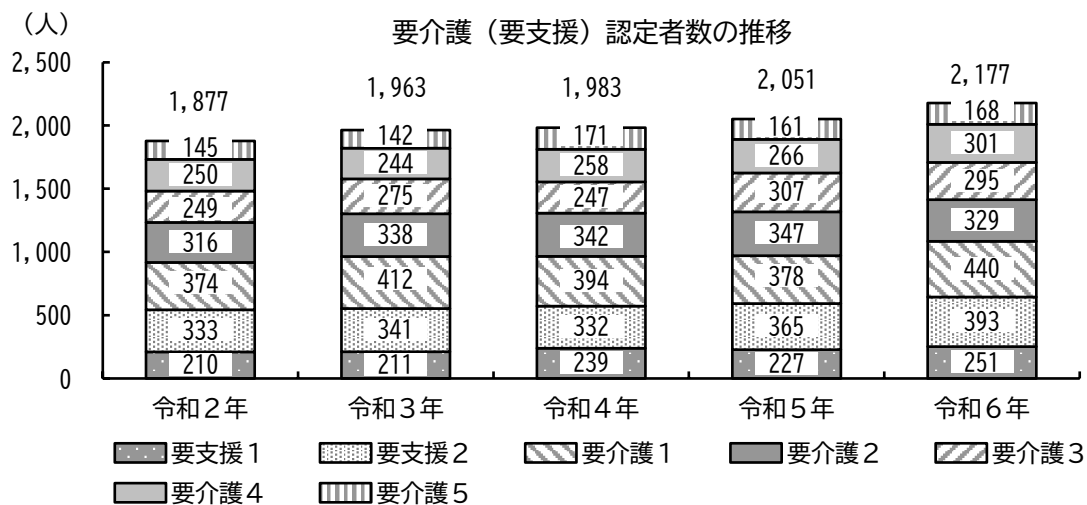


資料：国勢調査（令和2年）  
総合福祉課資料（令和6年から）

### ④ 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、令和2年より年々増加しており、令和6年には2,177人と、令和2年より300人増加しています。

また、要介護度認定区分でみると、いずれも増加していますが、特に要支援2と要介護1、要介護4で大きく増加しています。



資料：介護保険事業報告（9月末現在）

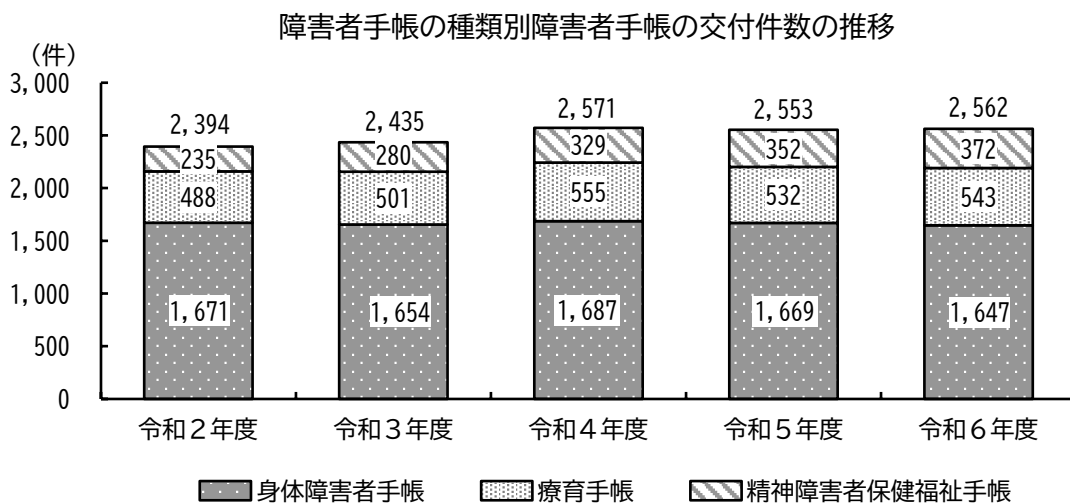
### ⑤ 障害者手帳の種類別障害者手帳の交付件数の推移

障害者手帳の交付件数の推移をみると、令和4年度までは年々増加していますが、令和4年度以降はほぼ横ばいとなっています。

身体障害者手帳の交付件数の推移をみると、令和4年度以降は年々減少しています。

療育手帳の交付件数の推移をみると、令和4年度までは年々増加していますが、令和4年度以降はほぼ横ばいとなっています。

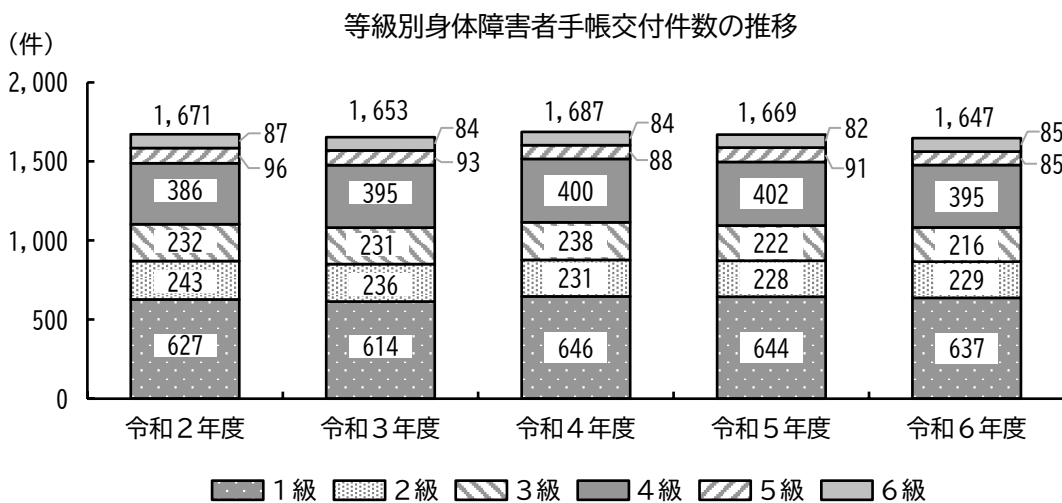
精神障害者保健福祉手帳の交付件数の推移をみると、年々増加しています。



資料：総合福祉課資料（3月末現在）

### ⑥ 等級別身体障害者手帳交付件数の推移

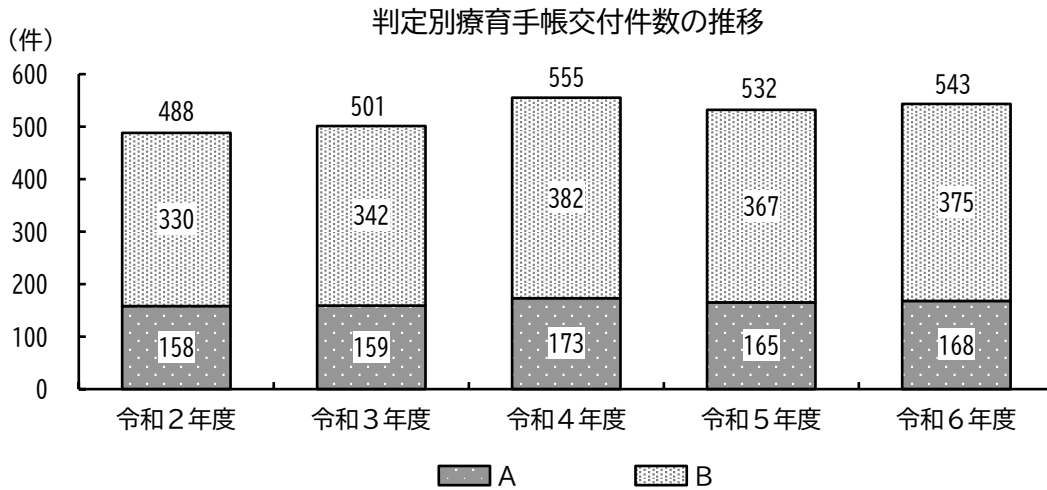
令和6年度の等級別身体障害者手帳交付件数は、1級が637件と最も多く、次いで4級が395件、2級が229件などとなっています。



資料：総合福祉課資料（3月末現在）

⑦ 判定別療育手帳交付件数の推移

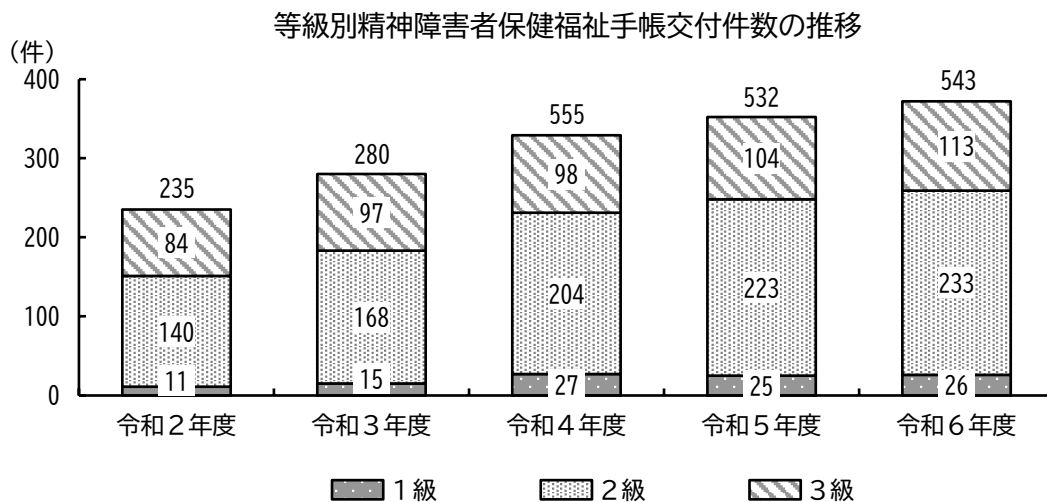
判定別療育手帳交付件数の推移をみると、令和4年度まではA、Bともに年々増加していますが、令和4年度以降はA、Bともにほぼ横ばいとなっています。令和6年度の判定別療育手帳交付件数は、Aが168件、Bが375件となっています。



資料：総合福祉課資料（3月末現在）

⑧ 等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移をみると、1級は令和4年度までは年々増加していますが、令和4年度以降はほぼ横ばいとなっています。2級、3級は増加傾向にあります。令和6年度の等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数は、2級が233件と最も多く、次いで3級が113件、1級が26件となっています。



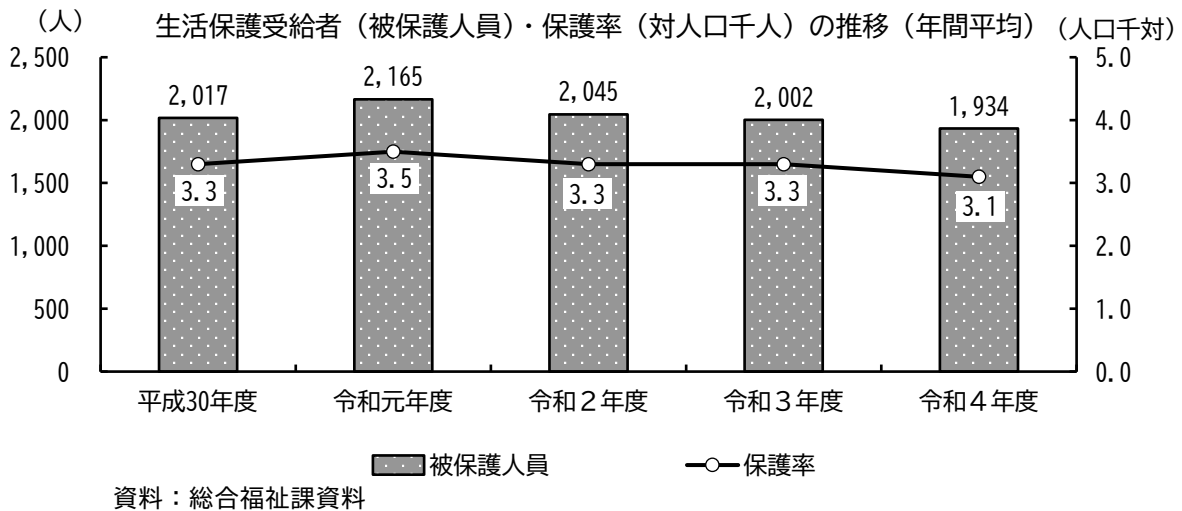
資料：総合福祉課資料（3月末現在）

### (3) その他地域福祉に関する状況

#### ① 生活保護受給者（被保護人員）・保護率（対人口千人）の推移（年間平均）

生活保護受給者（被保護人員）・保護率（対人口千人）の推移をみると、令和4年度の生活保護受給者（被保護人員）は1,934人、保護率（対人口千人）は3.1%となっています。

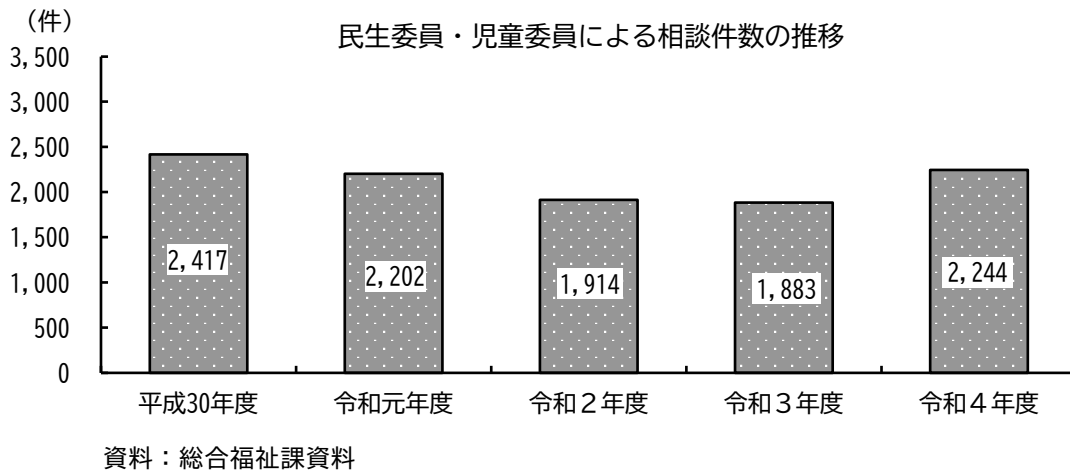
平成30年度以降の推移をみると、令和元年度までは増加していますが、令和2年度以降は被保護人員・保護率（対人口千人）ともに減少傾向となっています。



#### ② 民生委員・児童委員による相談件数の推移

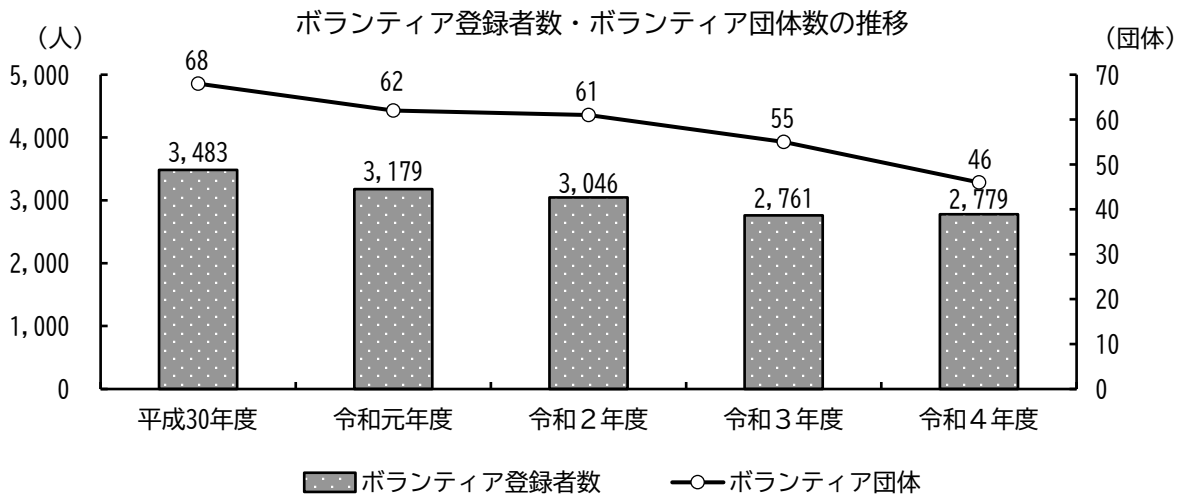
民生委員・児童委員による相談件数の推移をみると、令和3年度までは年々減少していますが、令和4年度は増加しています。

令和4年度の民生委員・児童委員による相談件数は2,244件となっています。



### ③ ボランティア登録者数・ボランティア団体数の推移

ボランティア登録者数・ボランティア団体数の推移をみると、ボランティア登録者数は令和3年度までは年々減少していますが、令和4年度は増加しています。ボランティア団体数は年々減少しています。令和4年度のボランティア登録者数は2,779人、ボランティア団体数は46団体となっています。



## 2 アンケート結果からみる現状

### (1) 調査概要

#### ① 調査の目的

裾野市は、令和3年3月に「第4次裾野市地域福祉計画」を策定しました。今回、計画の見直しに向け、日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意見などをお聞きし、新しい計画の基礎資料とするべく、アンケート調査を実施することとしました。

#### ② 調査の内容

##### ◎ 回答者自身について

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 1 福祉への関心、意識について        | 2 地域生活に関することについて   |
| 3 ボランティア活動などに関することについて | 4 福祉サービスに対する意識について |
| 5 地域福祉に関わる仕組みについて      | 6 生活困窮者への自立支援について  |
| 7 地域福祉に関わる組織について       | 8 福祉施策に関わる組織について   |
| 9 福祉施策に関することについて       | 10 再犯防止について        |
| 11 地域の問題や課題等について       |                    |

#### ③ 調査の方法

調査対象者：18歳以上の市民の皆様の中から無作為に1,000人を抽出

調査方法：郵送による配布・回収及びWEBによる回答

調査期間：令和7年1月～令和7年2月

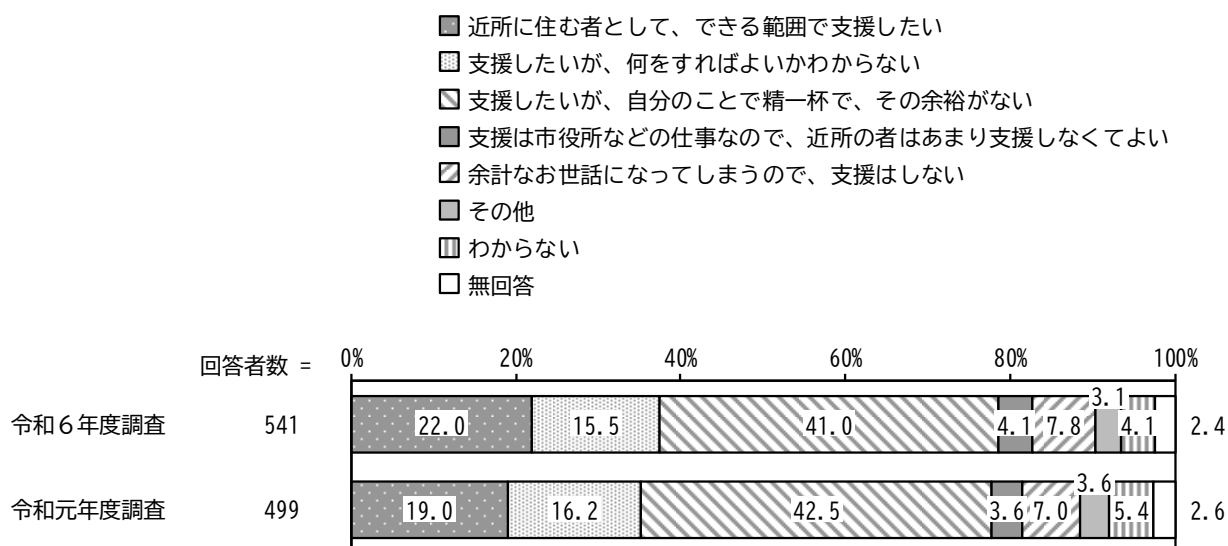
## (2) 主な調査結果

### ① 福祉への関心、意識について

ア 地域に住む「ひとり暮らしの高齢者」、「寝たきりの高齢者や障がいのある方のいる家族」、「子育てをしている家族」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）について

「支援したいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」の割合が41.0%と最も高く、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が22.0%、「支援したいが、何をすればよいかわからない」の割合が15.5%となっています。

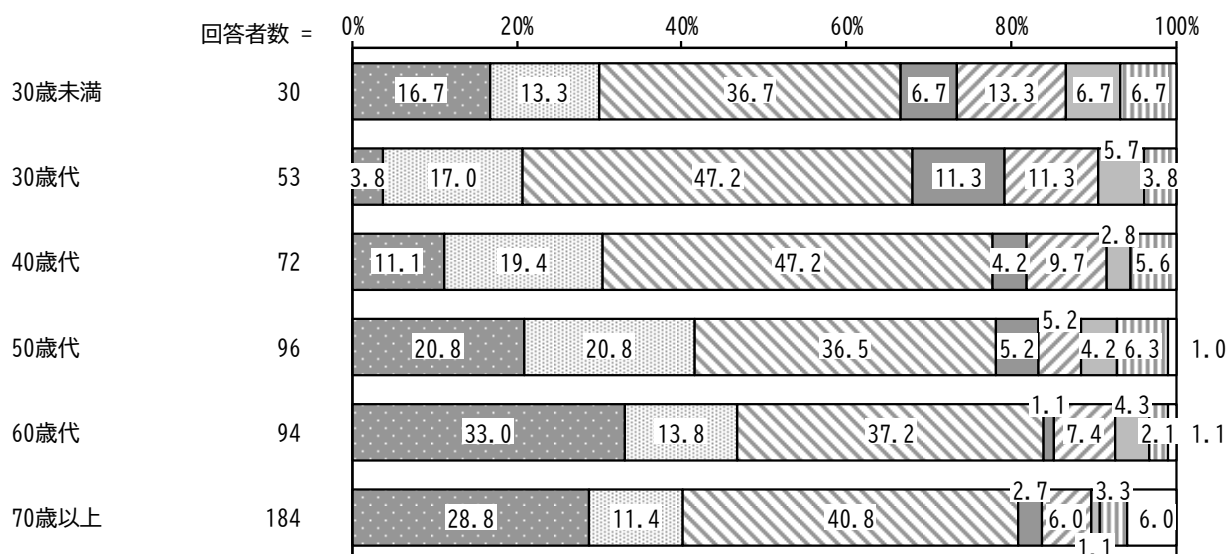
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



## 【年齢別】

年齢別にみると、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」の割合が30歳代で低く、「支援したいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない」の割合が40歳代で高くなっています。

- 近所に住む者として、できる範囲で支援したい
- ▨ 支援したいが、何をすればよいかわからない
- ▩ 支援したいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない
- 支援は市役所などの仕事なので、近所の者はあまり支援しなくてよい
- ▨ 余計なお世話になってしまうので、支援はしない
- その他
- ▨ わからない
- 無回答

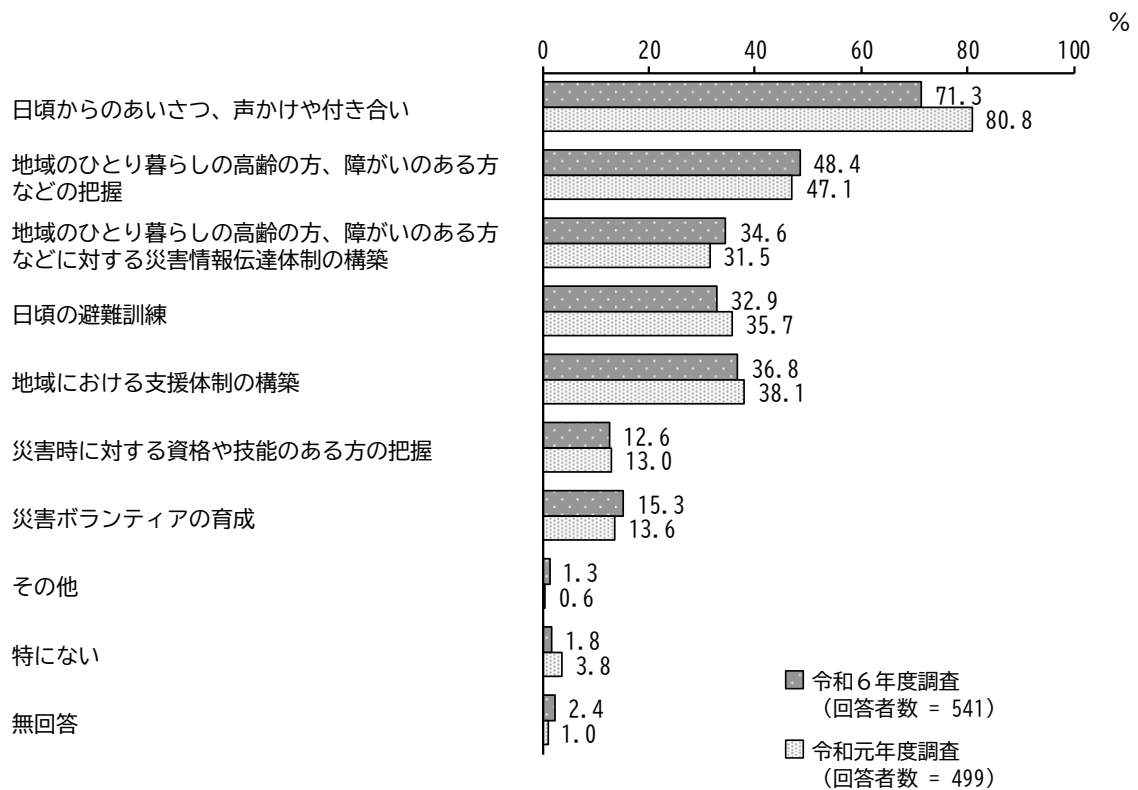


## ② 地域生活に関することについて

### ア 災害時の地域での助け合いのためにできる日常的な取り組みとして、大切だと思うこと

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の割合が71.3%と最も高く、次いで「地域のひとり暮らしの高齢の方、障がいのある方などの把握」の割合が48.4%、「地域における支援体制の構築」の割合が36.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の割合が減少しています。

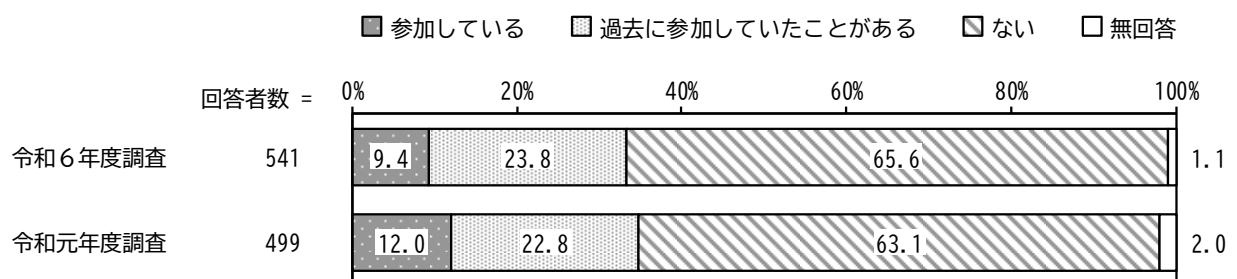


### ③ ボランティア活動などに関することについて

#### ア ボランティア活動の参加経験有無

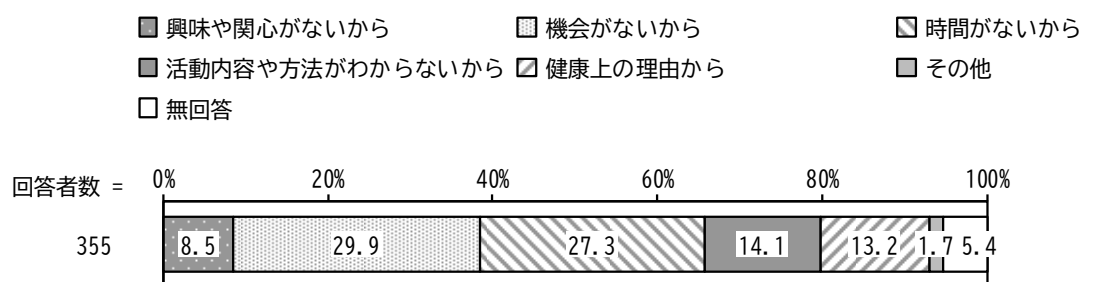
「過去に参加していたことがある」の割合が 23.8%、「ない」の割合が 65.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



#### イ ボランティア活動に参加したことがない主な理由

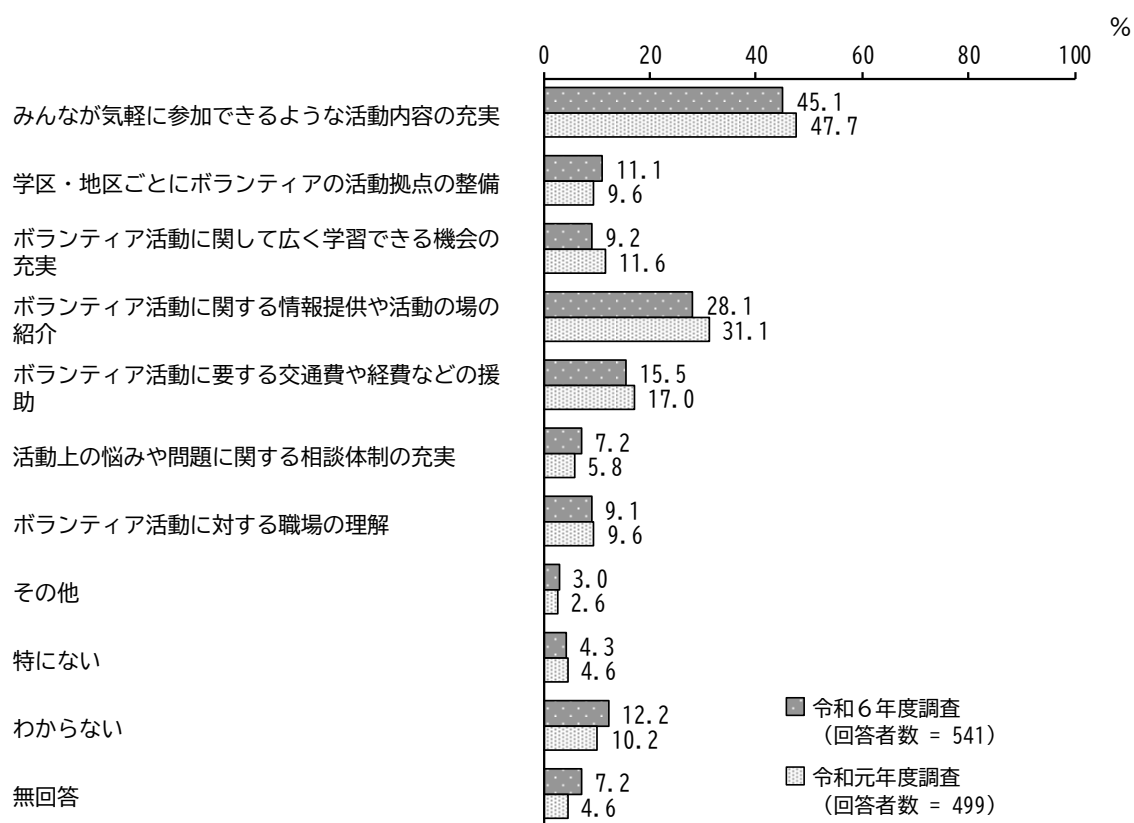
「機会がないから」の割合が 29.9%と最も高く、次いで「時間がないから」の割合が 27.3%、「活動内容や方法がわからないから」の割合が 14.1%となっています。



ウ 今後、裾野市でボランティア活動が活発になるために必要だと思うこと

「みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実」の割合が 45.1%と最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供や活動の場の紹介」の割合が 28.1%、「ボランティア活動に要する交通費や経費などの援助」の割合が 15.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

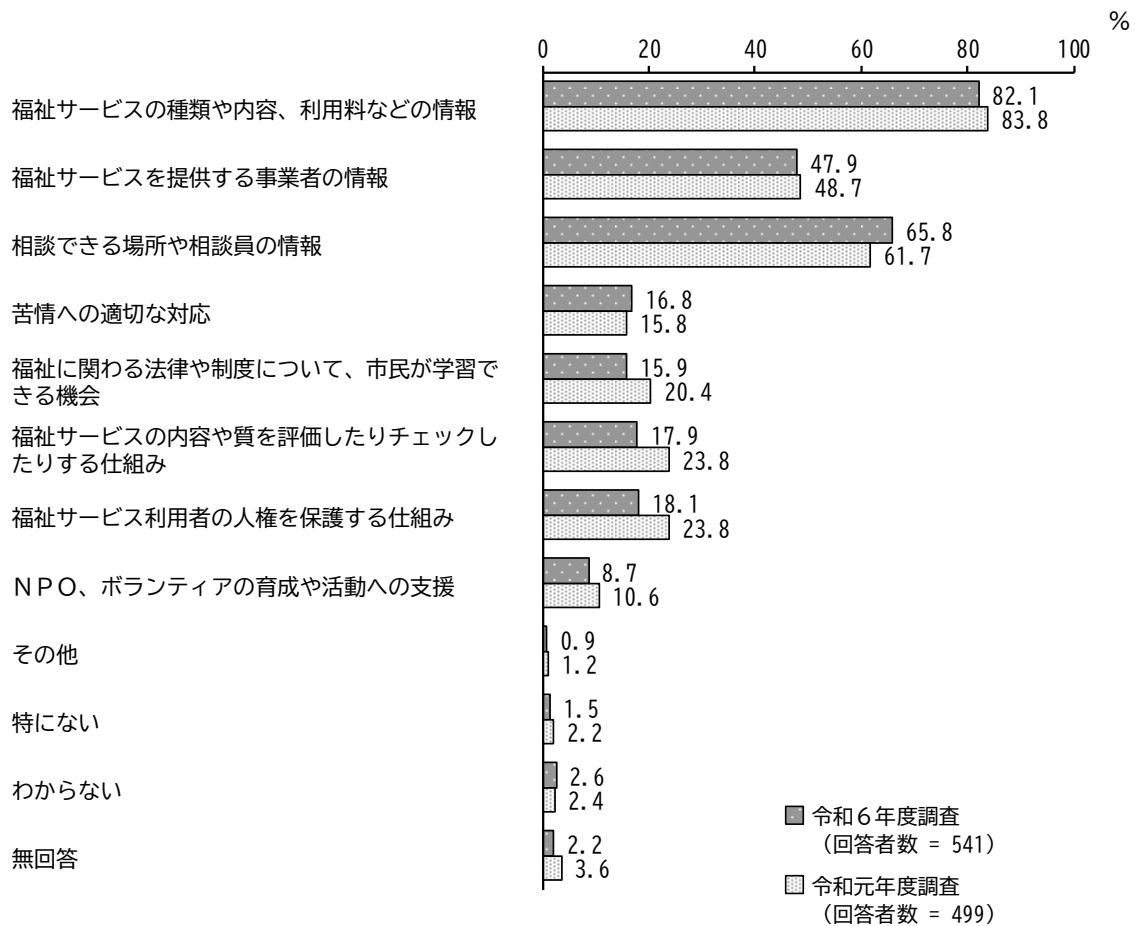


#### ④ 福祉サービスに対する意識について

##### ア 福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、必要だと思うこと

「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」の割合が82.1%と最も高く、次いで「相談できる場所や相談員の情報」の割合が65.8%、「福祉サービスを提供する事業者の情報」の割合が47.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「福祉サービスの内容や質を評価したりチェックしたりする仕組み」「福祉サービス利用者の人権を保護する仕組み」の割合が減少しています。

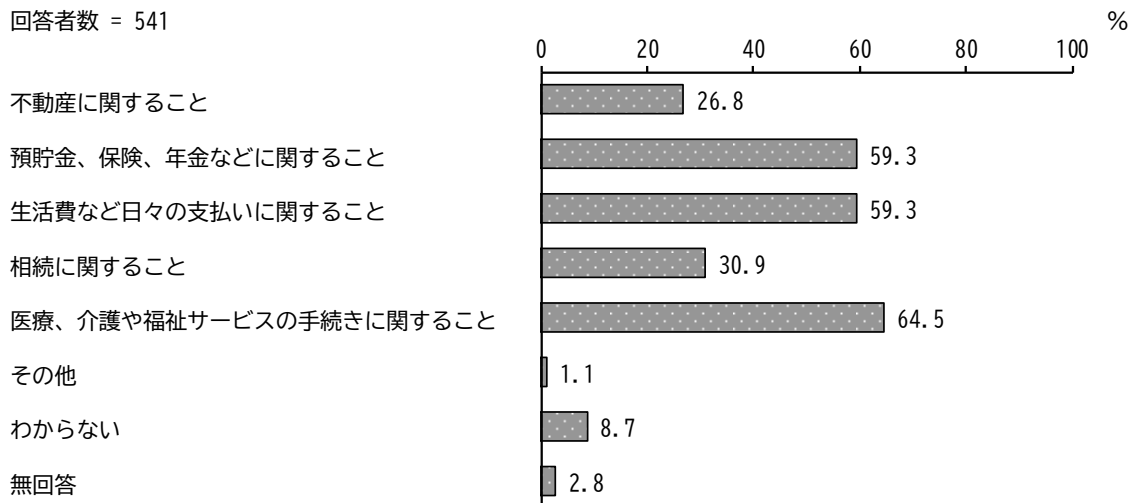


## ⑤ 地域福祉に関わる仕組みについて

### ア 将来、障害や認知症などで判断能力が低下し、成年後見制度を利用する際に支援してほしいこと（困ること）

「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」の割合が 64.5%と最も高く、次いで「預貯金、保険、年金などに関すること」、「生活費など日々の支払いに関すること」の割合が 59.3%となっています。

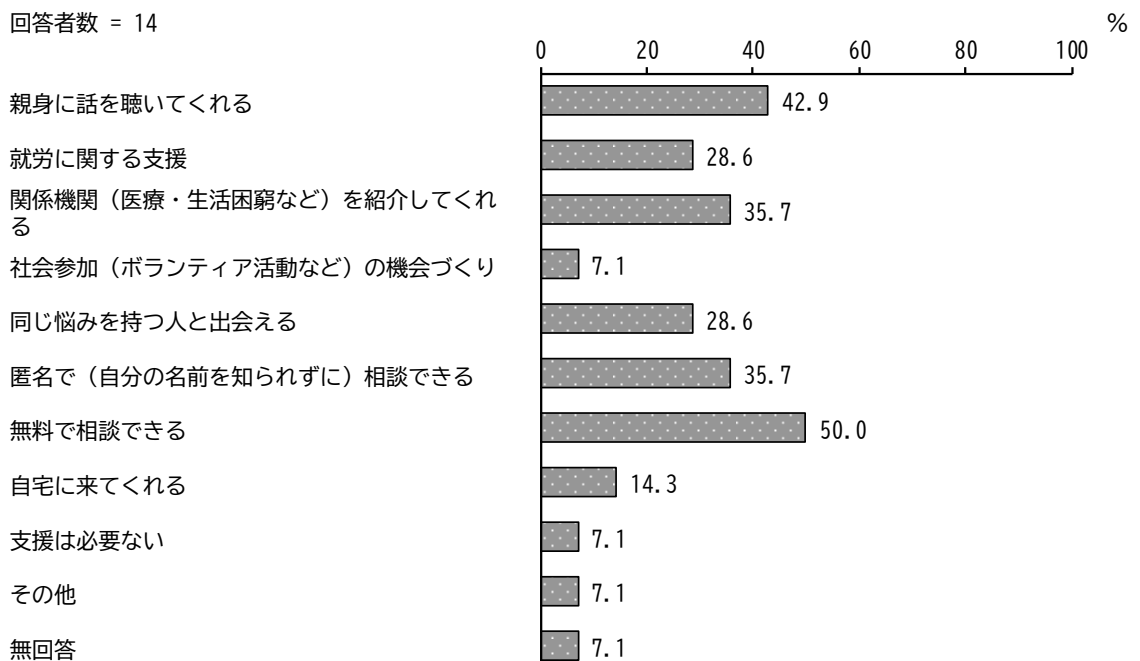
回答者数 = 541



### イ 自身や家族で、いわゆるひきこもりの状態にある方に対して必要な支援

「無料で相談できる」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「親身に話を聴いてくれる」の割合が 42.9%、「関係機関（医療・生活困窮など）を紹介してくれる」、「匿名で（自分の名前を知られずに）相談できる」の割合が 35.7%となっています。

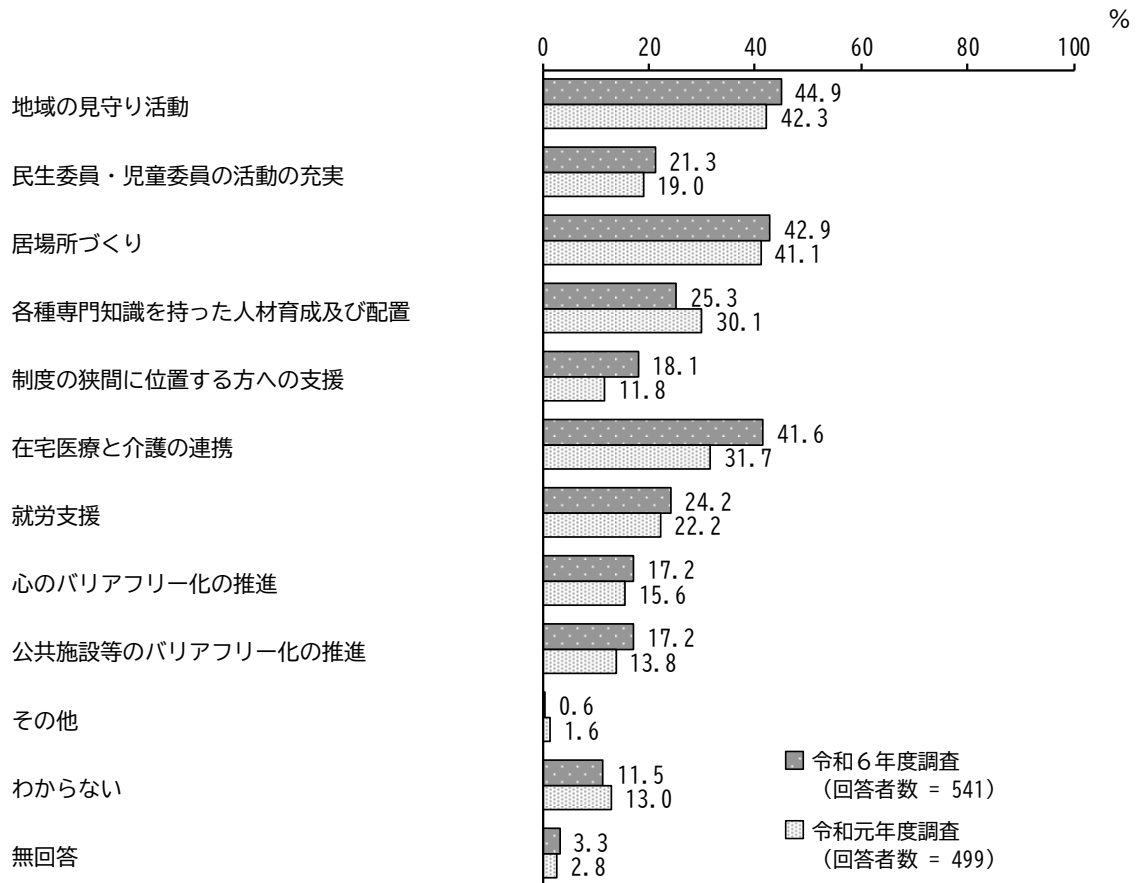
回答者数 = 14



## ウ 地域共生社会の実現に向けて、力を入れて取り組むべき活動

「地域の見守り活動」の割合が44.9%と最も高く、次いで「居場所づくり」の割合が42.9%、「在宅医療と介護の連携」の割合が41.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「制度の狭間に位置する方への支援」「在宅医療と介護の連携」の割合が増加しています。

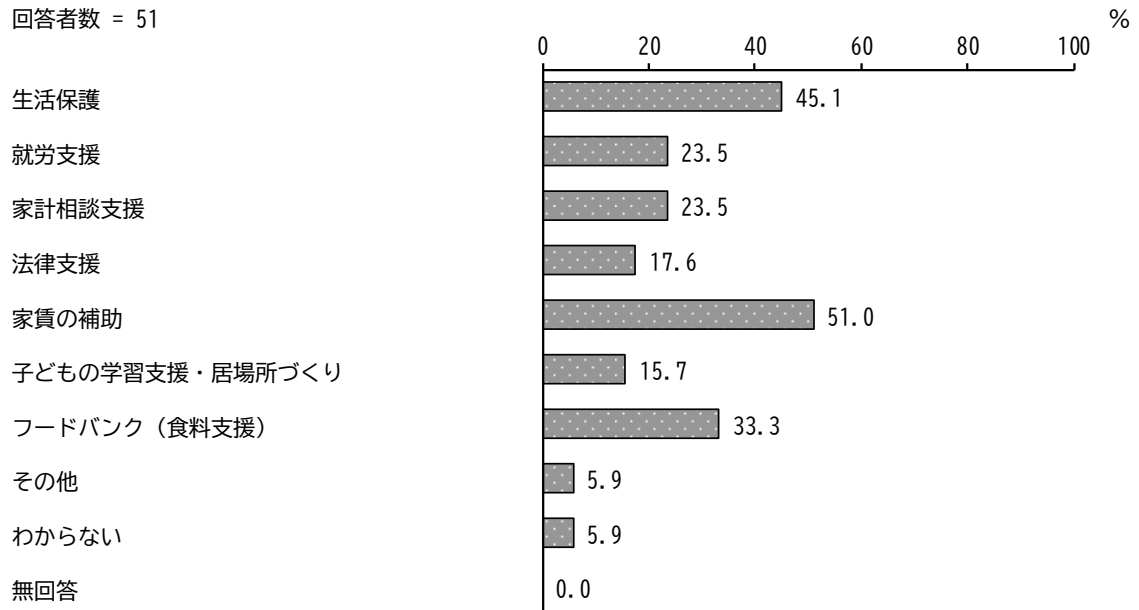


## ⑥ 生活困窮者への自立支援について

### ア 生活困窮状態に陥ったときに必要だと思う支援内容

「家賃の補助」の割合が51.0%と最も高く、次いで「生活保護」の割合が45.1%、「フードバンク（食料支援）」の割合が33.3%となっています。

回答者数 = 51

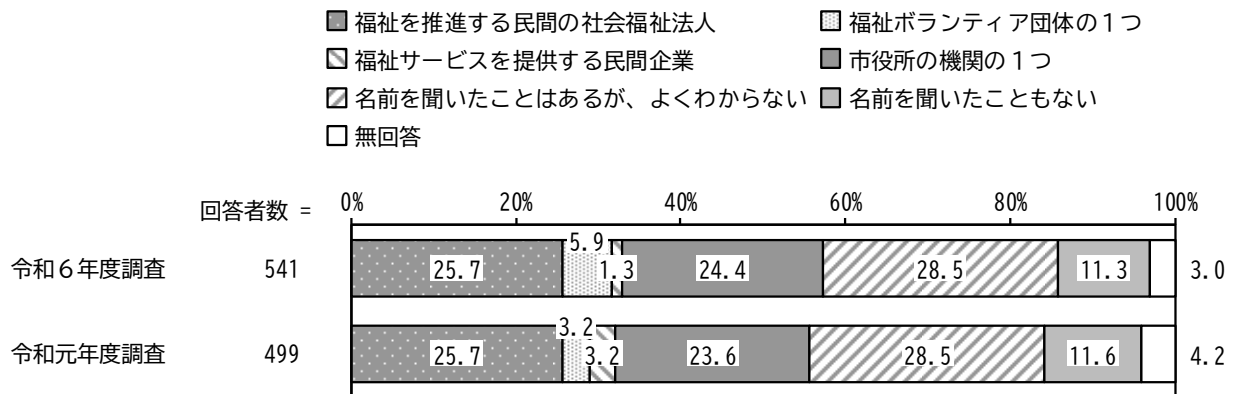


⑦ 地域福祉に関わる組織について

ア 裾野市社会福祉協議会の認知について

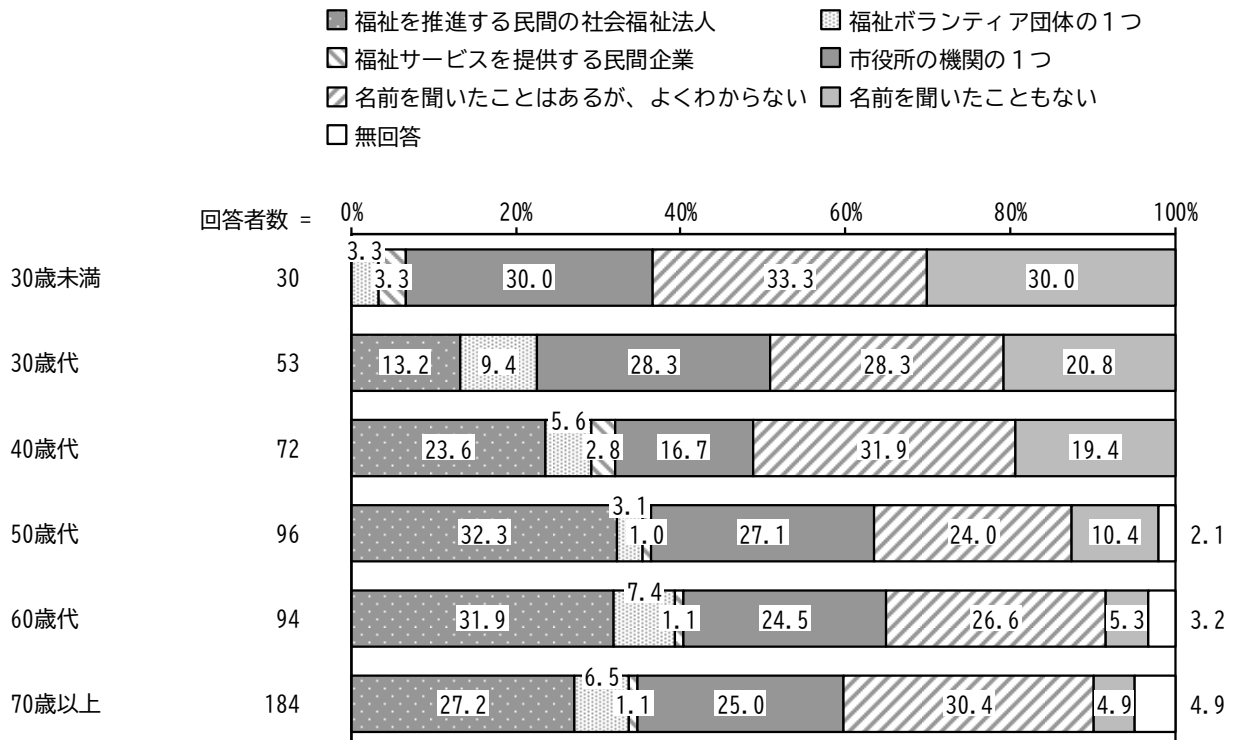
「名前を聞いたことはあるが、よくわからない」の割合が28.5%と最も高く、次いで「福祉を推進する民間の社会福祉法人」の割合が25.7%、「市役所の機関の1つ」の割合が24.4%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【年齢別】

年齢別にみると、「市役所の機関の1つ」の割合が40歳代で低く、「名前を聞いたこともない」の割合が30歳未満で高くなっています。

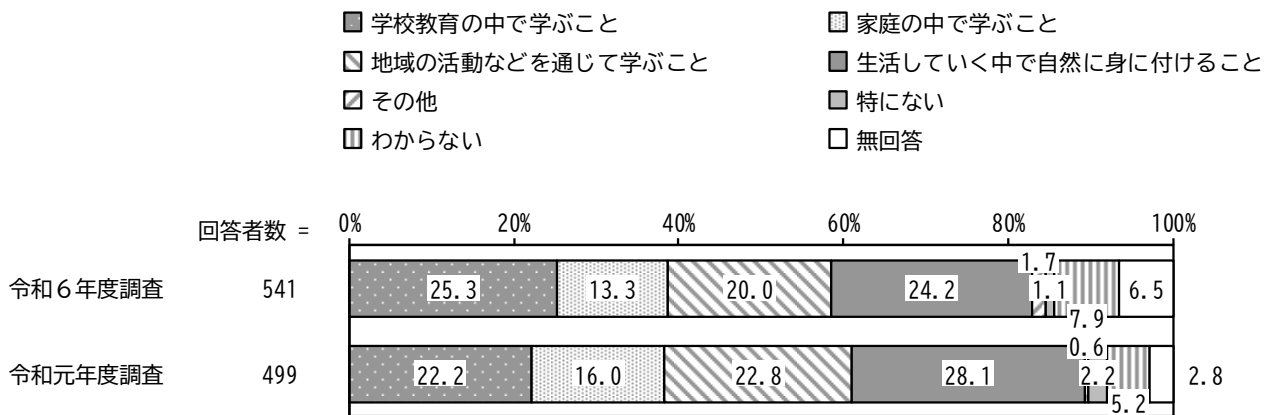


⑧ 地域福祉に関わる組織について

ア 子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、最も大切だと思うもの

「学校教育の中で学ぶこと」の割合が25.3%と最も高く、次いで「生活していく中で自然に身に付けること」の割合が24.2%、「地域の活動などを通じて学ぶこと」の割合が20.0%となっています。

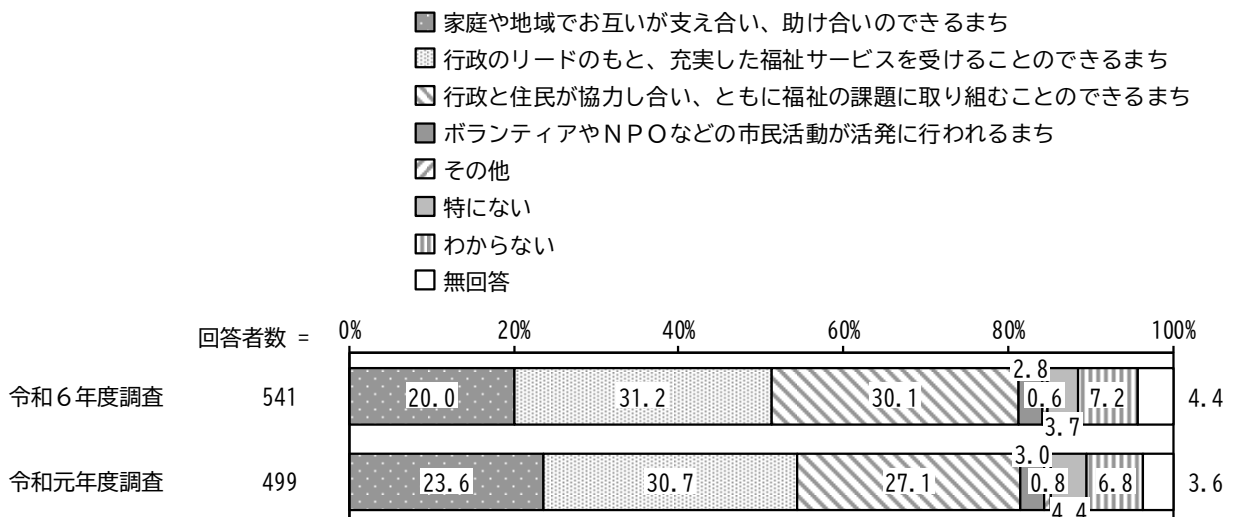
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 裾野市をどのような『福祉のまち』にしたいと思うか

「行政のリードのもと、充実した福祉サービスを受けることのできるまち」の割合が31.2%と最も高く、次いで「行政と住民が協力し合い、ともに福祉の課題に取り組むことのできるまち」の割合が30.1%、「家庭や地域でお互いが支え合い、助け合いのできるまち」の割合が20.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

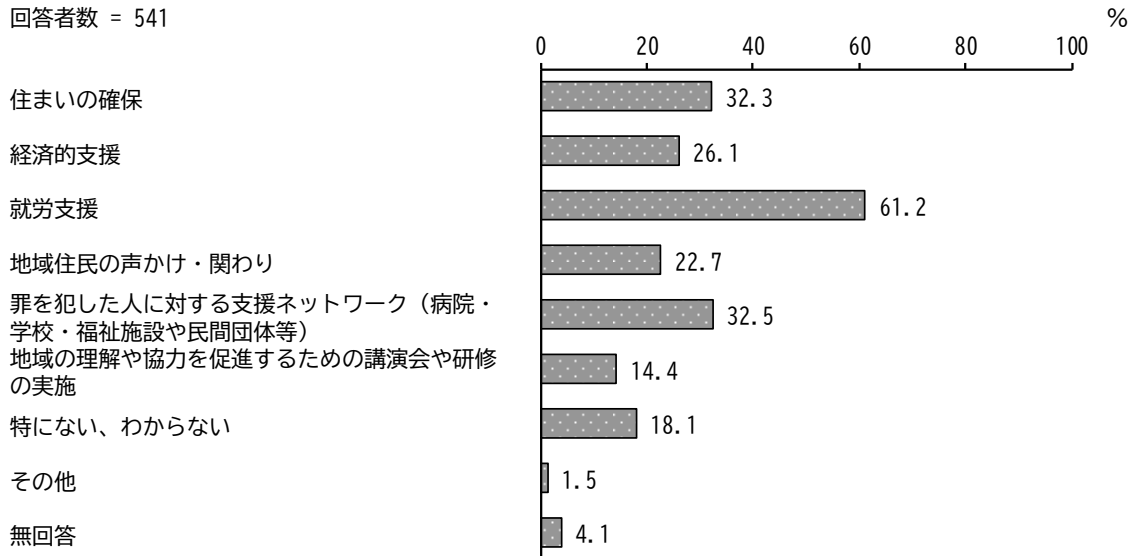


## ⑨ 再犯防止について

### ア 罪を犯した人が地域に戻る場合、必要だと思う再犯防止の支援

「就労支援」の割合が61.2%と最も高く、次いで「罪を犯した人に対する支援ネットワーク（病院・学校・福祉施設や民間団体等）」の割合が32.5%、「住まいの確保」の割合が32.3%となっています。

回答者数 = 541

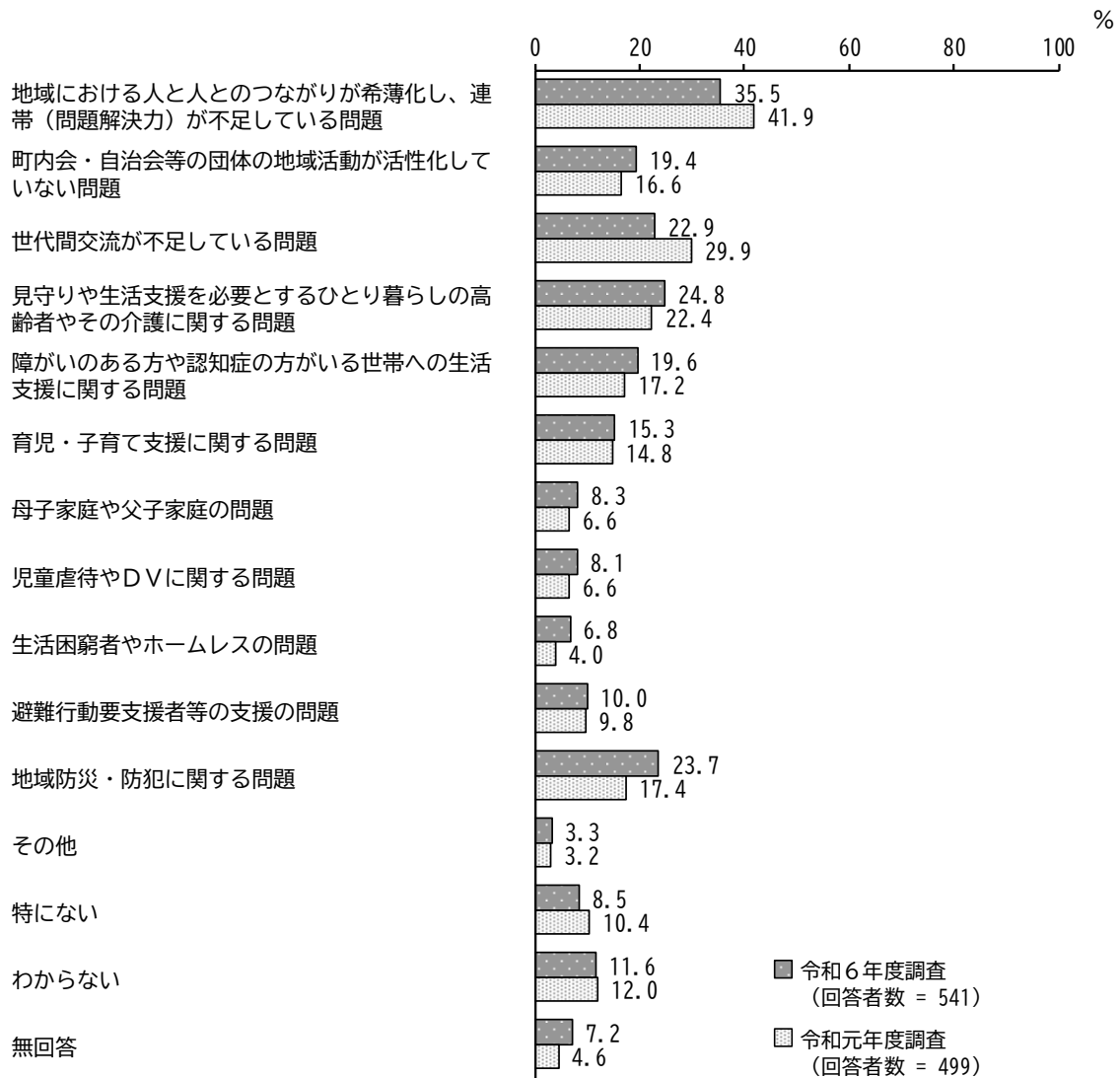


## ⑩ 地域の問題や課題等について

### ア 在住の地域やその周辺で、安心して生活していく上で感じる問題や課題

「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足している問題」の割合が35.5%と最も高く、次いで「見守りや生活支援を必要とするひとり暮らしの高齢者やその介護に関する問題」の割合が24.8%、「地域防災・防犯に関する問題」の割合が23.7%となっています。

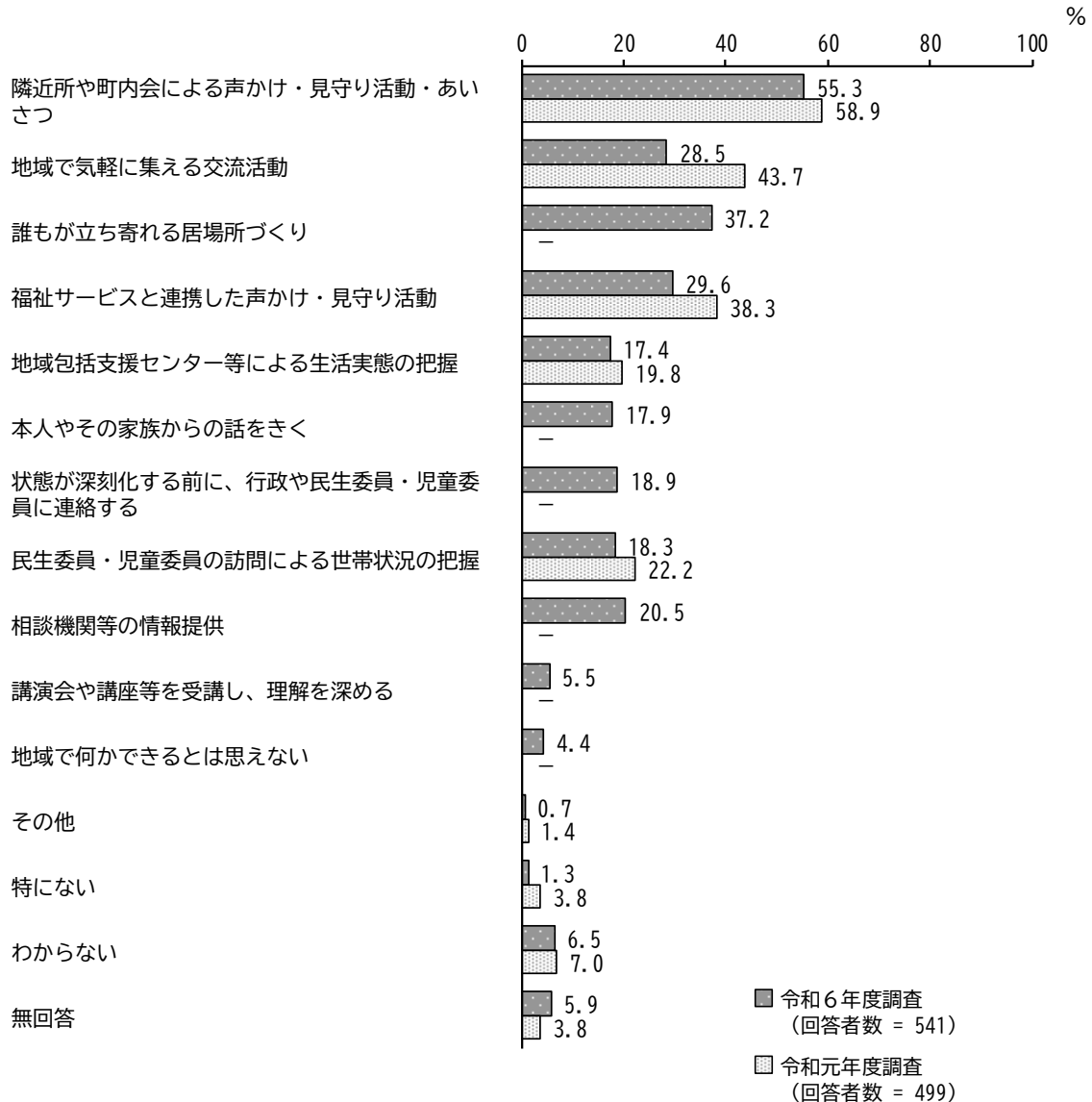
令和元年度調査と比較すると、「地域防災・防犯に関する問題」の割合が増加しています。一方、「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足している問題」「世代間交流が不足している問題」の割合が減少しています。



## イ 地域や社会からの孤立を防ぐために、有効だと考えられる取り組み

「隣近所や町内会による声かけ・見守り活動・あいさつ」の割合が55.3%と最も高く、次いで「誰もが立ち寄れる居場所づくり」の割合が37.2%、「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」の割合が29.6%となっています。

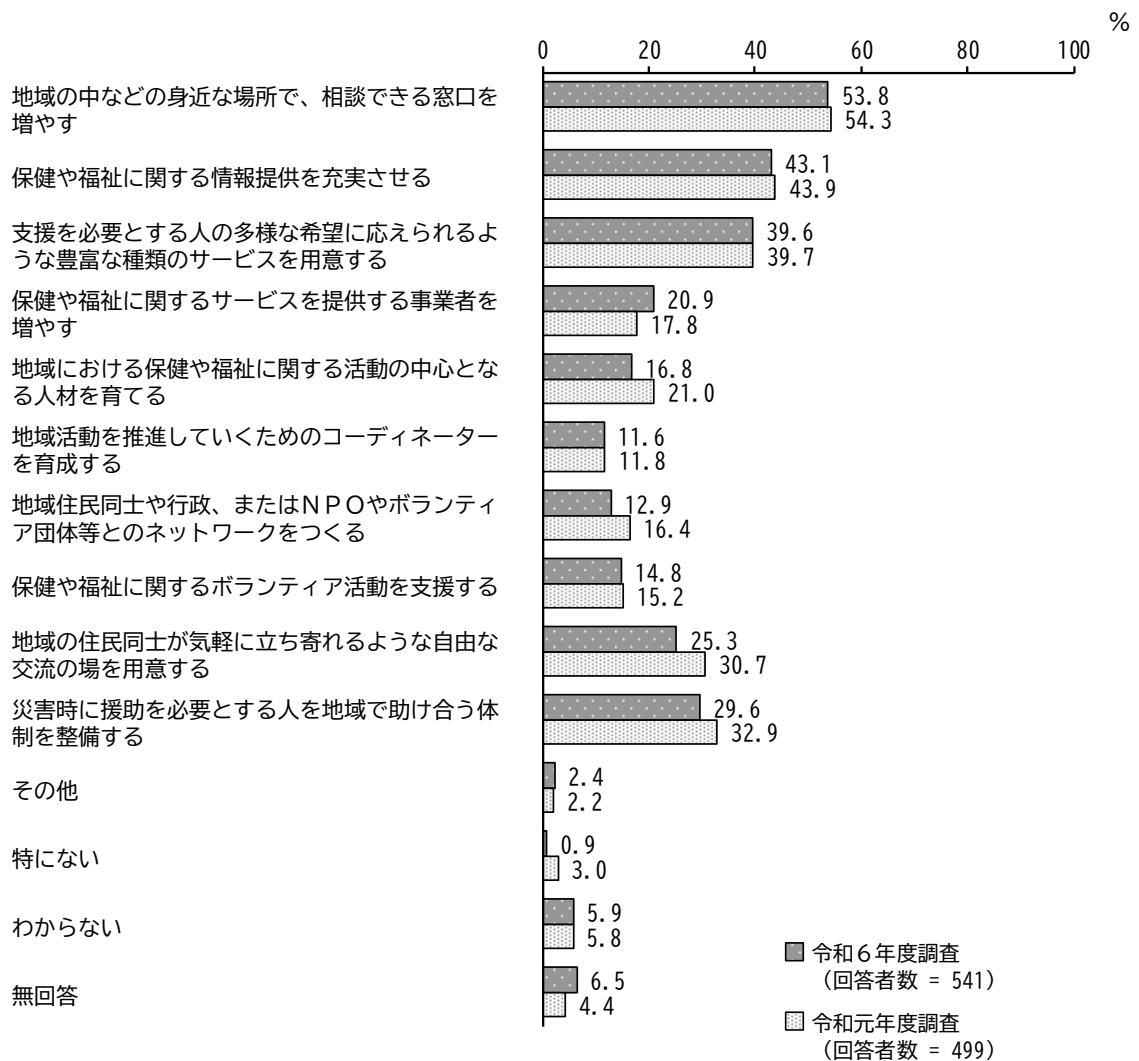
令和元年度調査と比較すると、「地域で気軽に集える交流活動」「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」の割合が減少しています。



ウ 日常生活上困ったことがあっても、誰もが住みなれた地域で安心して生活していくために、行政が行っていくべきだと思う施策

「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」の割合が53.8%と最も高く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が43.1%、「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」の割合が39.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「地域の住民同士が気軽に立ち寄れるような自由な交流の場を用意する」の割合が減少しています。



### 3 ヒアリング調査結果からみる現状

#### (1) 調査概要

##### ① 調査の目的

令和8年1月に、地域福祉に関わる団体を対象として、今後の課題や施策、問題点やその改善に向けた提案等についての意見を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

##### ② 対象団体

- ・一般社団法人マチテラス製作所
- ・裾野市交通指導員会
- ・社会福祉法人桜愛会さくら保育園
- ・裾野市手話サークル虹の会
- ・裾野市身体障害者福社会

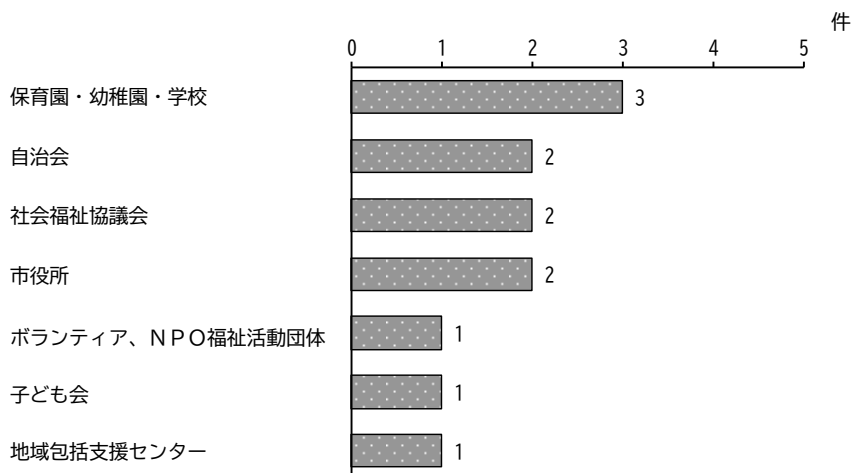
##### ③ 調査の方法

アンケート形式による書面回答

#### (2) 主な調査結果

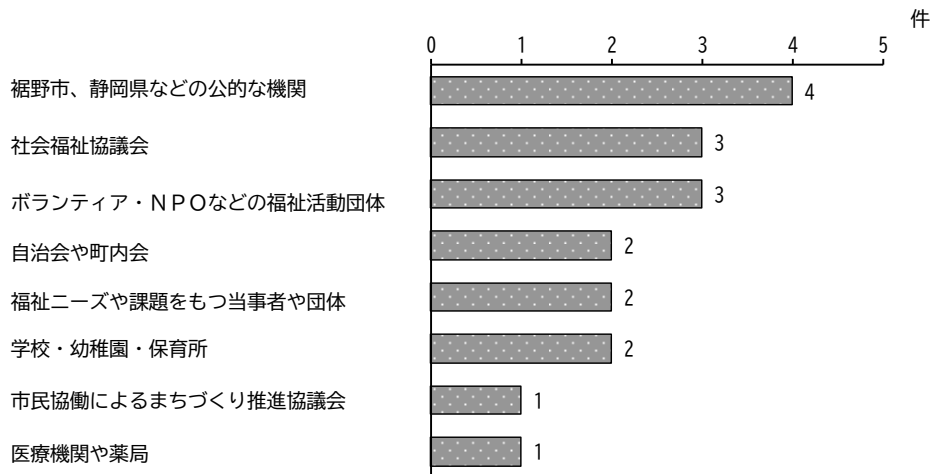
##### ○現在、連携・協力関係にある団体について

「保育園・幼稚園・学校」が3件、「自治会」「社会福祉協議会」「市役所」が2件となっています。



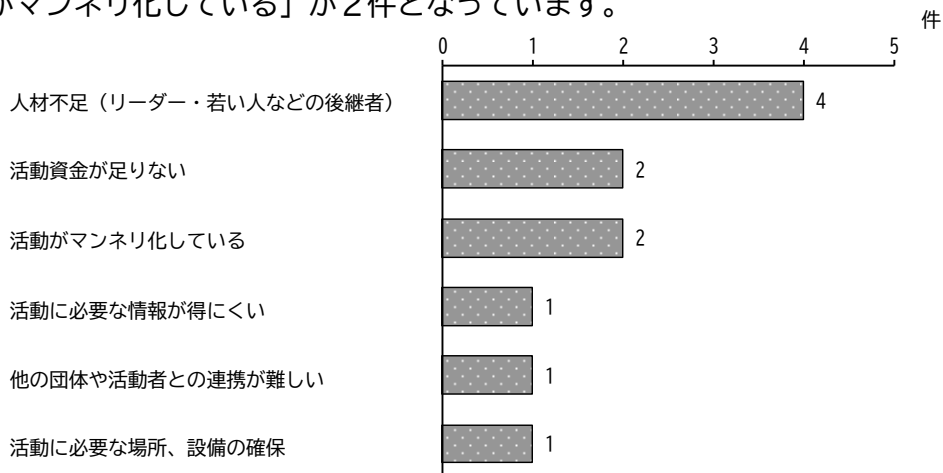
### ○今後、連携・協力関係をとっていききたい団体について

「裾野市、静岡県などの公的な機関」が4件、「社会福祉協議会」「ボランティア・NPOなどの福祉活動団体」が3件となっています。



### ○活動を行う上で困っていること・課題について

「人材不足（リーダー・若い人などの後継者）」が4件、「活動資金が足りない」「活動がマンネリ化している」が2件となっています。



### ○具体的な問題点・課題について

- ・拠点となる場所の確保が必要
- ・火災、自然災害等の有事の際に動くことができない
- ・会員の定着
- ・若い会員の加入が少ない

○困っていること・課題の具体的な解決方法について

- ・推移を見守りつつ新たな活動の場や人材を確保していきたい
- ・補助員などとして、シニア（保育士）の活躍の場を設ける
- ・市と連携し裾野市独自の規約を作成し、活動、保険も見直す
- ・担い手の育成

○困っていること・課題の具体的な解決を行うために必要な支援について

- ・市民活動センターの事業としてコワーキングスペースを設置するなどの人的支援
- ・手話サークルの組織としての周知

○地域の日常の困りごと、地域の問題などについて

- ・子育て世代が、孤立し、子育ての悩みを抱え込んでいる場合がある。結果、虐待につながっていく恐れがある。
- ・公共交通などの不足から、日常的な移動の問題
- ・子どもに関する組織や行事が弱体化し、見守りが困難になっている
- ・担い手が少ない

○地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすためには

- ・少しでも関心を持ってくれそうな人たち（市内のさまざまなイベント・行事などに参加した人たち）に向けた、ターゲットを絞った啓発活動
- ・なるべく狭いエリアの地域課題を、自分や家族に関係する問題として住民に発信し、自ら考える機会を提供する
- ・広報誌を発行し、興味を持った人を対象に研修を行う
- ・市職員や会社の研修で手話を学ぶ機会をつくる

## 4 アンケート結果等からみる課題

ここでは、第4次計画策定以降の地域福祉に関する課題を、国・県の動向やアンケート調査結果などから整理し、第5次計画で解決していくための課題整理を行いました。

<b>①福祉意識の醸成</b>
本市では、普段から自然と助け合うことができるよう、様々な活動を通じて、幅広い世代の福祉意識の向上を図り、人権や福祉に関する教育・学習の場の推進をしてきましたが、30歳代と40歳代でボランティア活動に参加している割合が低い傾向にあることから、福祉意識への関心が薄い層に対する重点的なアプローチ方法を検討することが必要です。
<b>②福祉を支える人材の育成</b>
本市では、地域のリーダーなどの地域活動の担い手を育成し、社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関する普及啓発を行いました。ボランティア活動に参加する機会や時間がないと感じている方が多い傾向にあるため、ボランティア活動について、その魅力や意義を伝える活動を行うとともに、参加のハードルを下げる等、さらに多くの方が参加しやすくなるようなきっかけづくりが必要です。
<b>③福祉教育の充実</b>
本市では、福祉施設の体験やボランティア活動への参加などを、学校教育において実施し、福祉教育を充実しました。また、生涯学習センターを有効活用するとともに、生涯学習・社会教育環境の整備・充実に努めてきましたが、子どもたちに対する福祉教育として学校教育の中で学ぶことが大切と考える方が多いため、地域・学校において福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援が求められています。
<b>④市民協働の地域福祉活動の推進</b>
本市では、地域における交流機会を充実するとともに、支援を必要としている人が、可能な限り住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、地域における見守り体制の構築に努めてきました。 地域やその周辺で安心して生活していく上で地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足していることが課題となっています。
<b>⑤多様な連携体制の整備</b>
本市では、市民と行政が情報を共有、意見を交換することができる場づくりに努め、NPOなどの市民団体同士の地域ネットワークの構築と充実に取り組むとともに、社会福祉協議会との連携強化を推進してきましたが、30歳代未満の若い世代で裾野市社会福祉協議会の周知が進んでいないことが課題です。

<p><b>⑥情報提供・相談体制の充実</b></p>
<p>本市では、誰にもわかりやすく正確な内容で、効果的な広報ができるよう情報提供の充実に努めました。また、関係機関や団体、ボランティアなどと連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制の整備に取り組むとともに、民生委員・児童委員などによる身近な相談窓口の充実、専門相談窓口(地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など)との連携を強化してきました。今後さらに、地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やすことが求められています。</p>
<p><b>⑦様々な困りごとを支援する体制の充実</b></p>
<p>本市では、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、総合的にサービスを提供できる体制の整備に努めました。福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報を必要と考える方が多い傾向にあることから、子どもから高齢者まで支援を必要とする人への情報提供の充実のため、身近な生活の場や情報技術の活用及び年代やニーズに応じた情報発信の充実を図ることが必要です。</p>
<p><b>⑧権利擁護体制の構築</b></p>
<p>本市では、高齢者や障がいのある方、児童などへの差別や虐待の防止、早期発見、早期介入の強化を図り、差別や虐待への理解促進や相談窓口等の周知を徹底、啓発を行い、高齢者等の権利を擁護するとともに、成年後見制度の利用促進を図りました。成年後見制度を利用するには医療、介護や福祉サービスの手続きに関することを支援してほしいと考える方が多い傾向にあります。引き続き、成年後見人制度や市民後見人の周知、利用促進とともに、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することが必要です。</p>
<p><b>⑨福祉の拠点づくり</b></p>
<p>本市では、公共施設などを地域福祉の活動拠点として利用促進し、集い・憩いの場づくりを行うとともに、幅広い年齢を対象に広報に取り組みました。 これからは、支援を必要とする人の多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意することが期待されています。</p>
<p><b>⑩防災・防犯のまちづくり</b></p>
<p>本市では、防災・減災意識の向上、災害時に要支援者を支援する体制を充実しました。また、市民の防犯意識の向上を図り、地域における防犯パトロール活動を支援することで地域ぐるみの防犯・交通安全対策を推進しました。 日頃からのあいさつ、声かけや付き合いが災害時の助け合いの際に大切と考える方が多いことから平常時から地域の中のつながりがつくれるような促しが必要です。</p>
<p><b>⑪安心して出かけられるまちづくり</b></p>
<p>本市では、障がい者や高齢者等で移動が困難な人の移動支援を継続し、安心して生活しやすい環境整備に努めました。また、誰もが利用することができるよう、利用しやすい施設の整備を推進しました。 誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めることが必要です。</p>

# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

「地域福祉」とは、子どもから大人まで、地域に暮らすすべての人々が安心して生活できる環境を実現するため、地域住民、企業、福祉関係者などが互いに連携し、地域内の生活上の課題解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助」「共助」「公助」の考え方を理解し、地域の一人ひとりが役割を果たしながらお互いに連携・協力することが大切です。

「自助」とは、自分自身で問題を解決するために、努力することです。すべての住民に一定水準の行動を求めるものではないですが、何事も他人任せにせず、自ら解決しようとする意思をもつことが重要です。

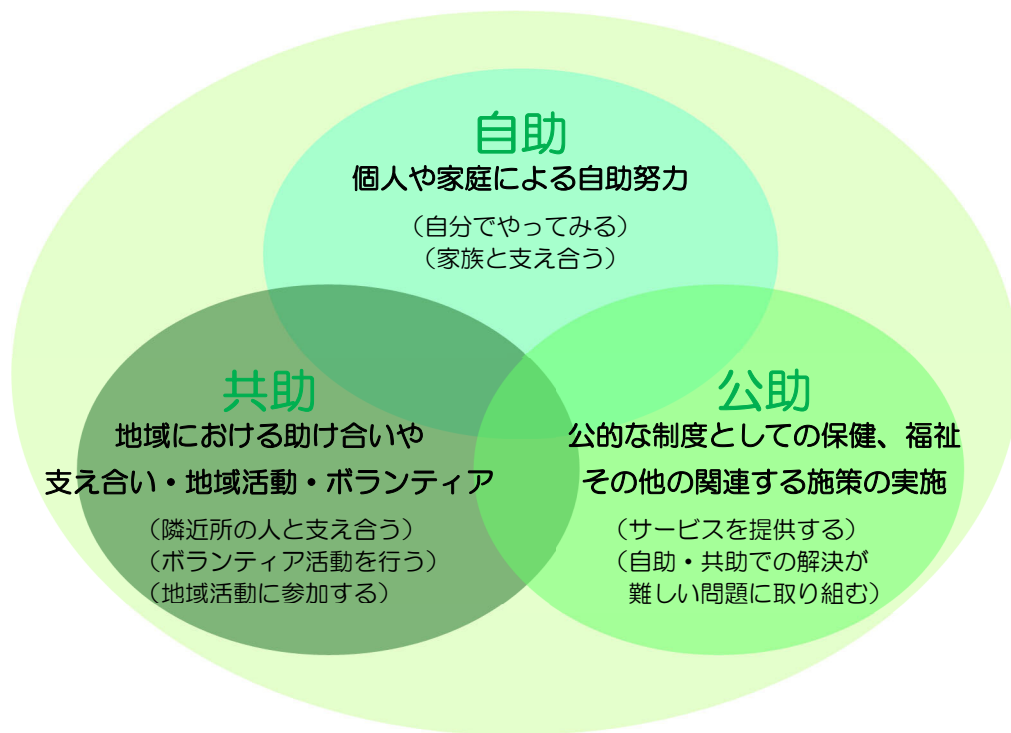
「共助」とは、自助だけでは解決が難しい課題に対し、地域の仲間の協力を得て対応することです。住民同士が互いに助け合うことが当たり前となる意識を醸成する取り組みを進め、力を合わせて住みよい環境づくりの整備を進めます。

「公助」とは、行政が公的支援を実施することです。情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの提供、ユニバーサルデザインの推進など、専門的かつ広範囲な施策を講じることで、市民に安全で安心な生活環境を提供します。

ここで重要なのは、「公助」が最終的な解決手段ではない点です。

「共助」が活発化すると、人と人との交流や信頼、ネットワークが一層深まり、それが社会の安定、成長、持続に寄与する「社会関係資本」(ソーシャルキャピタル)を豊かにします。

また、市民が協働して市民活動やボランティア活動など「共助」に取り組むことで、人間関係の深化にとどまらず、まちづくりにおけるかけがえのない無形の財産＝ソーシャルキャピタルを豊かにし、より良い地域づくりにつながることを期待されます。



少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい複雑化・複合化した問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。

これらの地域課題や新たな社会問題などの解決に取り組んでいくためには、「自助」、「共助」、「公助」が適切な役割分担をしながら、これらの課題を地域の一人ひとりが受け止めながら、役割を果たし、相互に協力することが大切です。

全ての市民が地域社会の一員としてのつながりを感じ、誰もが孤立することなく安心して暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指し、「つながりを大切に みんなが支え合い安心して暮らせるまち すその」を基本理念に掲げ、計画を推進していきます。

#### [ 基本理念 ]

つながりを大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその

## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 はぐくむ 地域を担う人づくり

すべての地域住民が自らの力で生活の向上に取り組むとともに、困難な課題については互いに助け合い、地域内での連携を深めながらより良い福祉環境を実現することが求められます。住民一人ひとりが自発的に参加し、地域特性や各種資源を活かした仕組みづくりを進め、福祉サービスの充実と安心した生活基盤の構築を図る基本施策を推進します。

### 基本目標2 つながる 地域社会を支えるネットワークづくり

地域住民が自ら課題に関心を寄せ、主体的に参画する仕組みを整えるとともに、住民同士や団体、企業、行政などあらゆる関係者が連携し、支え合う社会福祉ネットワークをつなげることを目指します。多様な連携体制を整備し、共助の考え方を根付かせることで、地域内における生活支援と安心な暮らしの基盤を確立する施策を推進します。

### 基本目標3 活用する 利用しやすいサービスの仕組みづくり

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方、ひとり親家庭などが抱える生活上の複雑な課題や、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮といった問題は多様かつ複合しているため、関係機関と連携し、身近な地域で利用しやすい相談体制を充実させ、福祉サービスの拡充や専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。これにより、住民が自分にあった支援を安心して受けられるよう、情報提供や相談の機会を拡大し、必要なサービスを的確につなげる体制を推進します。

### 基本目標4 安心する 安心して地域で暮らせる環境づくり

地域の全ての住民が安心して暮らせる環境を実現するため、互いに支え合い共生する仕組みを進めます。具体的には、「地域は地域で守る」という考えのもと、緊急時や災害時に見守りが必要な方が孤立しないよう、日常の中から見守り体制の充実を図り、各種福祉サービスの利用促進につなげます。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 重点課題 ]

[ 施策の方向性 ]



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 はぐくむ 地域を担う人づくり

#### (1) 福祉意識の醸成

##### 【 方向性 】

普段から自然と助け合いができ、安心して暮らせる環境をつくるためには、地域全体で支え合いができる福祉意識を醸成していくことが重要です。そのため、障がいや認知症に対する偏見の解消や、社会的孤立といった課題について住民一人ひとりが意識を共有できるよう自分事として捉えられる働きかけを行います。また、ボランティア講座の開催や参加を通じた啓発活動を推進しながら、世代を超えた交流の機会を創出し、地域全体で福祉意識を高める取り組みを進めます。

##### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- 地域において人権に関する理解を深め、お互いを尊重する心を育みましょう。
- 市が実施する人権意識を高める事業などに積極的に参加しましょう。
- 地域や近所付き合いのなかで、困っている人がいたら、お互いに助け合い、支え合えるように努めましょう。
- 地域での地域福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深めましょう。



#### 行政の取り組み

- 福祉に対する関心の向上
  - ・普段から自然と助け合うことができるよう、様々な活動を通じて、幅広い世代の福祉意識の向上を図ります。
  - ・世代を超えた交流(世代間交流)や障がいのある方との交流などの機会を設けることで、福祉意識の向上を図ります。
  - ・地域において青少年育成活動を行うことで、地域の青少年を守る意識の醸成を図ります。

### ○人権や福祉に関する教育・学習の場の推進

- ・すべての人に認められている人権や「子どもの権利条約」に示された子どもの基本的人権が保障されるため、子どもが置かれている家庭環境や虐待防止の観点から相談や普及啓発を推進します。
- ・性別にとらわれることなく、男女が日常のあらゆる機会ですべて協力していける社会の実現を目指し、講座等を通じて男女共同参画意識を普及啓発していきます。

## (2) 福祉を支える人材の育成

### 【 方向性 】

福祉という言葉の意味は、専門的な知識を活用する活動から、日常生活の手助けに近い活動まで多岐にわたります。地域福祉を支えるうえで専門知識は重要ですが、何よりも人を支えたいという意欲や気持ちを持ち続けることが欠かせません。そのために地域の担い手を増やすことが重要です。

地域活動の担い手を育成するために、多様な学びの場を広げるとともに、新しい活動メニューの提供に取り組み、住民一人ひとりが意欲や能力を生かして主体的に地域福祉活動に関われる環境を整えていきます。

さらに、住民が地域福祉活動を身近なこととして感じ、誰もが参加しやすくなるように、初めてでも気軽に取り組めるボランティア情報の発信や活動機会の創出に努めます。これらの取り組みを通じて、福祉を支える人材の育成を進めます。

### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- 住民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識しましょう。
- 自分が地域で「できること・したいこと」を考えてみましょう。
- 自分から進んで、地域社会や人々のために活動するボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加しましょう。



## 行政の取り組み

### ○地域や市民活動の人材・リーダーの育成

- ・ニーズに合った講座の開催などを通じ、社会福祉協議会と連携して、地域のリーダーなどの地域活動の担い手を育成します。
- ・次世代の青少年団体のリーダーの育成に努めます。
- ・地域活動の担い手の育成を通じ、区長会等の地縁型協力団体の活動を継承する人材を育成します。

### ○ボランティア活動の推進・強化

- ・社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関する普及啓発を行います。
- ・ボランティアに関する情報提供や情報収集の際に、市民活動センター等を活用します。また、インターネットを利用した情報提供を行います。
- ・地区の状況に合わせた、身近な情報の提供に努めます。
- ・地域のボランティア活動から情報を募る体制を整備し、新たな活動の展開につなげます。
- ・定年退職した人など、第一線を退いて新しい人生をはじめようとしている人が、培ってきた知識や技術を活かすことができる場づくりをします。また、知識や能力を必要としている人や企業とつなげるための体制を整備します。

### ○民生委員・児童委員の活動支援

- ・市民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会等を充実させ、識見のさらなる向上や地域への積極的な関わりを推進します。

### ○社会福祉事業に携わる人材の確保

- ・保育士などの専門的な知識を持つ人材の確保により、福祉サービスの充実を図ります。
- ・ファミリー・サポート・センター事業における会員の確保に努めます。
- ・ジョブコーチ制度等の活用や相談員の育成に努め、障がいのある方の就労促進及び継続就労につなげます。
- ・体験や実習の受け入れにより資格取得を支援します。
- ・新たな後見人となる人材の育成のため、近隣市町や関係機関との連携により市民後見人養成講座を開催し、養成した人材のフォローアップや活動支援を行います。

### (3) 福祉教育の充実

#### 【 方向性 】

地域福祉への関心を高めることは、地域社会が抱える課題の解決に向けた具体的な取り組みを広げる基盤となります。そのため、学校教育において福祉について学ぶ機会を増やすとともに、福祉施設での体験やボランティア活動への参加を推進し、福祉教育を充実させます。また、生涯学習の場を活用することで、幅広い世代が福祉について知識を深め、互いに支え合う地域づくりにつなげていきます。

#### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



##### 市民や地域の取り組み

- こどもへの家庭教育のなかで、助け合いや支え合いについて、親子共に考えるようにしましょう。
- 高齢者、障害者、こども、妊産婦等の配慮を必要する方への助け合いや支え合いについて、具体的にどのようなことができるかを考えましょう。
- 地域住民と交流し、お互いにそれぞれの多様なあり方を認め合いましょう。



##### 行政の取り組み

- 福祉教育・インクルーシブ教育の推進
  - ・福祉施設の体験やボランティア活動への参加などを、学校教育において実施し、福祉教育を充実します。
  - ・様々な差別をなくし、互いを尊重する社会を作り、その一員となる自覚や意義を高める教育に取り組みます。
  - ・障がいに関する法律の周知、合理的配慮やユニバーサルデザインなどの教育を実施し、障がい者への理解を深めていきます。
- 生涯学習活動の推進
  - ・コミュニケーション能力を高める講座など、市民のニーズに合った講座の提供に努め、講座の周知を図ります。
  - ・生涯学習センターを有効活用するとともに、生涯学習・社会教育環境の整備・充実に努めます。

## 基本目標2 つながる 地域社会を支えるネットワークづくり

### (1) 市民協働の地域福祉活動の推進

#### 【 方向性 】

近年、近所付き合いの希薄化や地域の連携不足が課題とされており、「共助」の意識が十分に広がっているとは言い難い状況にあります。そのため、地域で支え合う仕組みを構築し、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、互いに認め合うことが重要です。

今後は、地域の様々な団体や関係機関との連携を進め、住民の主体的な参加を促しながら、地域福祉活動を推進していきます。また、必要な支援を誰もが受けられる地域づくりを目指し、市民の理解を深める取り組みを継続して進めていきます。

#### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- 家庭や地域で、福祉活動について話し合しましょう。
- 地域の関係組織・団体とつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう。
- 地域で見守り合いながら暮らしていきましょう。
- 地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう。



#### 行政の取り組み

- 生きがい・社会参加の機会の充実
  - ・地域住民との理解を深めるために、共助のきっかけとなる近所付き合いや地域活動への参加を推進します。
- 地域における交流機会の充実
  - ・行政が提供する福祉サービスから、市民と行政が協働して取り組む福祉活動に転換していくため、地域住民を巻き込んだ活動の機会を充実します。
  - ・住民や福祉関係者による課題の把握や関係機関との連携による解決への支援を行うための包括的な支援体制の整備を検討します。
- 外国籍市民との共生の推進
  - ・多文化共生の推進に向けて、市民が互いの文化を理解し合い、交流を深めることができるよう、地域における相互理解と信頼関係の醸成を図ります。

#### ○地域での見守り体制づくり

- ・支援を必要としている人が、可能な限り住み慣れた地域で継続して暮らすことができるよう、地域における見守り体制の構築に努めます。
- ・ひとり暮らし高齢者等が社会的に孤立しないように、定期的な訪問等の見守りを行います。

#### ○地域住民主体による活動への支援

- ・地域住民が主体となって活動している地域における見守り活動や地域ふれあいサロン活動への支援を推進します。

## (2) 多様な連携体制の整備

### 【 方向性 】

複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間にあるニーズに適切に対応するため、分野を超えた多職種・多機関連携によるネットワークの強化を促進し、そのパイプ役として社会福祉協議会と行政が積極的に関わる体制を整えることが重要です。

また、福祉や保健、医療などの異なる分野がしっかりと連携を図り、必要に応じて情報を共有する仕組みを整備することで、市民ニーズに応えた支援を適切に提供することが可能となります。地域住民が安心して生活できる環境を支えるため、多様な連携体制を構築し、関係する団体や機関との活動を充実させる取り組みを進めます。

### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### **市民や地域の取り組み**

- 地域の中で、様々な団体や企業などと連携する機会をつくりましょう。
- 事業所や福祉サービス事業者などと連携し、情報が地域住民に行き届くよう協力しましょう。
- 支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や市へ連絡しましょう。



## 行政の取り組み

### ○地域ネットワークの構築と充実

- ・市民と行政とが情報を共有したり、意見を交換したりすることができる場づくりに努めます。
- ・NPOなどの市民団体同士のネットワークを構築し、情報の共有や研修機会の提供につなげます。

### ○社会福祉協議会との連携強化

- ・社会福祉協議会と連携し、地域福祉のさらなる推進を図ります。

### ○庁内連携の充実

- ・地域福祉に関連する分野は、福祉、保健、市民活動、教育、環境等、多岐に及ぶため、担当部署を越えた連携により、解決に取り組む体制を整備します。

### ○警察署や消防署等との連携

- ・警察署や消防署等の公的機関とあらかじめ情報を共有することにより、緊急時の早期相談や支援を行っていきます。

### ○福祉・保健・医療の連携

- ・福祉・保健・医療といった専門機関が連携し、地域包括ケアシステムを生かした支援を必要としている市民の情報共有を図り、具体的な支援につなげていきます。

## 基本目標3 活用する 利用しやすいサービスの仕組みづくり

### (1) 情報提供・相談体制の充実

#### 【 方向性 】

福祉に関する情報は幅広く提供されていますが、内容が複雑で専門性が高いため、住民が必要な情報を的確に得られない状況も見受けられます。そのため、様々な媒体や手段を活用し、効率的でわかりやすい情報提供に努めるとともに、住民が自身に適したサービスを安心して利用できる環境を整えることが重要です。

また、地域住民の福祉に関する困りごとや適切なサービス利用を支援するため、地域と専門職とのネットワークを活用して横断的な相談支援体制を整備し、多様なニーズに対応できる包括的な相談窓口の充実を図ります。そして、住民が気軽に相談できる環境をつくりながら、必要な支援を迅速に受けられる仕組みを構築していきます。

#### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- 福祉に関する情報について、広報誌やホームページ、回覧板等を通して常日頃から関心を持つようにしましょう。
- 行政や市社協、専門機関等の相談窓口がどこにあるのかをふだんから把握するとともに、悩みや困り事等がある場合は相談するようにしましょう。
- 日頃から周囲の方々とコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう。



#### 行政の取り組み

- わかりやすい情報提供と情報バリアフリーの推進
  - ・市の広報紙やHP、無線放送などによる情報提供は、誰にもわかりやすく正確な内容で、効果的な広報ができるよう努めます。
  - ・ICT(情報通信技術)を活用し、よりわかりやすい情報の発信に努めます。

### ○包括的支援体制の構築

- ・関係機関や団体、ボランティアなどと連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備します。
- ・複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、重層的な支援体制の構築を検討していきます。
- ・民生委員・児童委員などによる身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門相談窓口(地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など)との連携を強化していきます。
- ・生活困窮者の置かれている環境に応じて、自立に向けた支援や指導等を行います。

## (2) 様々な困りごとを支援する体制の充実

### 【 方向性 】

住民一人ひとりが抱えるさまざまな悩みや困難に対して、相談内容に応じた適切な支援に結びつけることが必要となっています。利用者が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えるとともに、サービスの内容や提供方法の改善を進め、サービス提供者の質の向上を促進します。

さらに、生活困窮者など支援を必要とする人が自立した生活を営めるように、身近で相談しやすい体制を確保し、幅広く支援を提供していきます。地域や関係機関と連携しながら、孤立や生活課題の早期発見に努め、包括的な支援体制を構築する取り組みを進めます。

### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。
- 地域組織において、支援を必要とする方に対して可能な支援の検討をし、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。
- 障害者やこども・子育て家庭について理解を深め、職場環境の改善につなげましょう。



## 行政の取り組み

### ○様々な生活支援の充実

- ・可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、総合的にサービスを提供できる体制の整備に努めます。
- ・障がいの特性や状態、一人ひとりのライフステージに合わせたサービス基盤の整備に努めます。
- ・子どものしつけや性格・生活習慣・言語・学校生活・非行などに関する相談を受け付けます。
- ・サービス利用についての苦情を事業者指導へとつなげ、サービスの質の向上を目指します。

### ○高齢者や障がい者、子どもなどの支援が必要な市民に対する支援

- ・子どもや子育て家庭、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などに対して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、様々な日常生活の問題に対して支援体制の充実を図ります。
- ・ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭などの支援を必要とする人への日常生活支援や経済的支援を行います。

### ○様々な困難を抱えた人への支援

- ・生活困窮者自立支援制度の周知と、関係機関と連携を図り、生活困窮者の自立への支援と制度の促進を図ります。
- ・就労や経済面で支援を必要とする障害者やひとり親家庭の支援体制を整備します。必要な相談や支援が迅速に供給される仕組みづくりを進めることで、これらの方々が抱える課題を解消する取組を推進します。

### ○孤独・孤立対策の推進

- ・民生委員・児童委員などによる身近な相談窓口の充実を図るとともに、専門相談窓口（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など）との連携を強化していきます。  
(再掲)

### (3) 権利擁護体制の構築

#### 【 方向性 】

サービスを利用するための契約や財産管理などを適切に行うことが困難な認知症の高齢者や障害のある人等が不利益を被ることのないよう、全ての市民の人権が尊重される地域づくりが求められています。そのため、虐待や家庭内暴力を防ぎ、権利擁護に関係する機関との連携を進めます。

また、成年後見制度についての理解促進や利用支援を行い、権利擁護の取り組みを地域全体で進めていきます。これにより、障害や病気などで意思決定が困難な方々を支援しながら、安心した生活を送れる環境づくりを推進していきます。

#### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- いずれ自分や家族も利用するかもしれないという心構えを持ち、成年後見制度について理解を深めましょう。
- 成年後見制度への理解を促進しましょう。
- 成年後見制度の利用が必要な方に対して、行政の担当窓口等に相談するように勧めましょう。



#### 行政の取り組み

- 差別や虐待の防止
  - ・市民を対象に、差別や虐待への理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、啓発等を行うことにより、差別や虐待の防止及び早期発見の強化を図ります。
- DV防止対策の推進
  - ・DV被害者等に対し、各関係機関が相互連携を図りながら、被害者への支援体制を構築します。
- 犯罪被害者等への支援の推進
  - ・「裾野市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等のための支援を推進します。

#### ○成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度利用促進基本計画の策定を見据えて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、権利擁護支援の中核となる機関(中核機関)のあり方について検討します。
- ・成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい方や、経済的な問題等で利用が困難な方を支援する体制を整備します。

### (4) 福祉の拠点づくり

#### 【 方向性 】

高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等に向けて、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深める場を提供します。地域での交流は生活の安心感や生きがいにつながる重要なものです。多くの方が気軽に参加しやすい雰囲気をつくり、地域の連帯感を強めることが可能となります。

また、居場所を必要とする人が安心して地域に参加できる機会を提供することで、自立支援の促進にもつなげていきます。

#### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- 地域組織の諸活動や日常の近所付き合いにおいて、近隣の方の様子やそれぞれの悩みや困り事等を情報共有しましょう。
- 自治会・町内会等の地域組織の会合等の機会を利用して、情報共有と意見交換を行きましょう。
- ひとり暮らしや閉じこもりがちな人の様子を気にかけて合えるよう、地域や近所付き合い、地域組織の活動のなかで配慮するようにしましょう。



## 行政の取り組み

### ○地域福祉の活動拠点の整備・利用促進

- ・深良地区コミュニティセンター、富岡地区コミュニティセンター、須山地区コミュニティセンター、東西公民館、東地区コミュニティセンターの施設管理を行い、市民及び市民団体の活動拠点として提供し、活用を促進します。
- ・公共施設などを地域福祉の活動拠点として利用促進していきます。
- ・市民のニーズに合わせた講座を生涯学習センターや公民館で開催します。
- ・地域福祉の活動拠点の利用促進のために、幅広い年齢を対象に広報していきます。

### ○集い・憩いの場づくり

- ・公共施設などを利用した集いの場づくりを行います。

## 基本目標4 安心する 安心して地域で暮らせる環境づくり

### (1) 防災・防犯のまちづくり

#### 【 方向性 】

市民が安心して地域で暮らせるようにするためには、安全で安定した生活環境を整えることが不可欠です。そのため、災害時にお互いに声をかけ合い避難できるよう、地域づくりを通じて顔の見える関係を構築し、自主防災意識の普及・啓発に取り組みます。また、高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者への支援体制の充実を進めていきます。

さらに、犯罪被害から地域住民を守るため、住民同士が見守り合い、互いに声をかけあえる環境づくりを推進するとともに、防犯活動や意識啓発を充実させ、安心して暮らせる地域社会の形成を進めます。

#### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



## 市民や地域の取り組み

- 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握しましょう。
- 防災学習や防災訓練等に積極的に参加しましょう。

- 家庭においても、常日頃からハザードマップの確認や緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきましょう。
- 常日頃から災害に関する情報収集を心がけ、いざというときに命を守る行動をどのようにとるべきか考えておきましょう。



## 行政の取り組み

### ○防災・減災対策の推進

- ・災害による被害は事前の備えによって防げる、減らすことができることを市民に周知し、防災・減災意識の向上を図ります。
- ・自主防災組織や民生委員・児童委員と協力を図り、災害時に要支援者を支援する体制を充実していきます。
- ・関係部署と連携・調整することで、災害時に適切な健康保持を支援する体制を構築します。
- ・災害ボランティアの育成・支援を行います。
- ・福祉避難所の設置運営に関して、関係機関と協議・調整を進めながら、円滑な実施に向けた取り組みを行います。
- ・「避難行動支援者支援計画」の周知や要支援者個別計画の作成を進めます。

### ○地域ぐるみの防犯・交通安全対策の推進

- ・交通防犯教室を通じて、市民の防犯意識の向上を図ります。
- ・警察や地域安全推進員と連携し、園児・児童や高齢者を対象に防犯教室を開催します。
- ・地域における防犯パトロール活動を支援します。
- ・交通指導員会の活動を支援します。

### ○再犯防止の取り組みの推進

- ・犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援に努めます。

## (2) 安心して出かけられるまちづくり

### 【 方向性 】

誰もが気軽に外出できる環境を実現するために、移動や利用がしやすい思いやりのあるまちづくりを目指します。そのため、道路や公共施設の整備を進めるとともに、障がい者や高齢者など移動が困難な方への支援を充実させ、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、公共施設などのバリアフリー化を推進し、誰にとっても利用しやすい施設整備を進めることで、地域全体が快適に生活できるまちづくりを目指します。

### 【 具体的な取り組み・施策・事業 】



#### 市民や地域の取り組み

- バリアフリー化・ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 歩行や移動で困っている人には、手を差し伸べましょう。
- 今後、地域にどのような移動支援が必要かを話し合いましょう。



#### 行政の取り組み

- 気軽に外出できるまちづくり
  - ・高齢者等が自ら移動することを支援し、安心して生活しやすい環境整備に努めます。
  - ・障がい者や高齢者等で移動が困難な者の移動支援を継続します。
- ユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備
  - ・関係法・条例などの普及・啓発、民間事業者などへの指導・助言を行います。
  - ・誰もが利用することができるよう、福祉的配慮のある施設整備を推進します。

## 第5章

# 裾野市第1期再犯防止推進計画

## 1 策定の趣旨

安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪や非行の再犯防止が重要な課題となります。罪を犯した者の中には、貧困、傷病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた人もおり、そうした人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、行政や地域の人たちが一丸となって息の長い支援をする必要があります。

この「第5次裾野市地域福祉計画」では、再犯防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するための「裾野市再犯防止推進計画」を包含し、罪を犯した者の円滑な社会復帰を推進するための取り組みを進めます。

## 2 計画の目標・役割

- 保護司や関係団体等の民間協力者の活動の促進
- 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 学校等と連携をした就学支援の実施等

## 3 課題と取組

### (1) 更生保護活動・民間協力者の活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰支援には、数多くの協力者等の活動に支えられています。再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、指導・支援にあたる保護司や社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会などの関係団体等と連携し、それぞれの立場や強みを生かした支援をする取組を進めていき、立ち直りの促進をしていきます。また、保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全、安心の担い手として多面的な役割を期待されています。市としても、保護司制度の周知及び保護司の人材確保に協力します。

### (2) 福祉サービスの提供

犯罪や非行をした者の中には、その犯罪や非行の背景として、発達上の障害等の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらも適切な支援につながっていないなど、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。地方公

共同体が提供する保健医療・福祉サービスは犯罪をした者であるか否かを問わず提供されるべきものです。罪を犯した者等に関する理解を進め、犯罪の予防として地域におけるソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげられるよう、地域の関係機関等と連携して、発達上の課題を踏まえた支援）について検討を行います。

### （３）学校等と連携をした就学支援の実施等

非行を未然に防止するために、また、非行等を理由とする児童生徒の就学<sup>（注）</sup>の中断を防ぐため、学校を始めとした地域の様々な関係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じた対応を行っていきます。また、本人の意向を踏まえ、就学<sup>（注）</sup>の支援を行います。悩みを抱える子どもや保護者に対する相談受付といった様々な取り組みを進めます。

### （４）女性保護

令和7年度から女性相談支援員を設置し、女性からの様々な相談に応じ、必要な助言や援助を行います。また、緊急の保護や自立のための援助を必要とする女性に対し、女性相談センターと連携をして生活全般の相談、指導及び支援を行います。

### （５）広報・啓発活動

毎年7月は「社会を明るくする運動強化月間」であり、社会を明るくする運動の一環として、保護司会を中心に市等の関係者で街頭広報としてチラシ等を配布し、犯罪や非行の防止、再犯防止に関する広報・啓発活動に取り組んでいます。また、毎年、市内の小中学生を対象に「社会を明るくする運動」の作文を募集するなど青少年の健全な育成に取り組めます。

これらを通じて広く犯罪や非行の防止及び犯罪をした人たちの更生についての理解を進め、子どもたちや高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域での再犯防止のため、社会を明るくする運動を通じて、市民に対し更生保護活動の普及啓発を実施します。

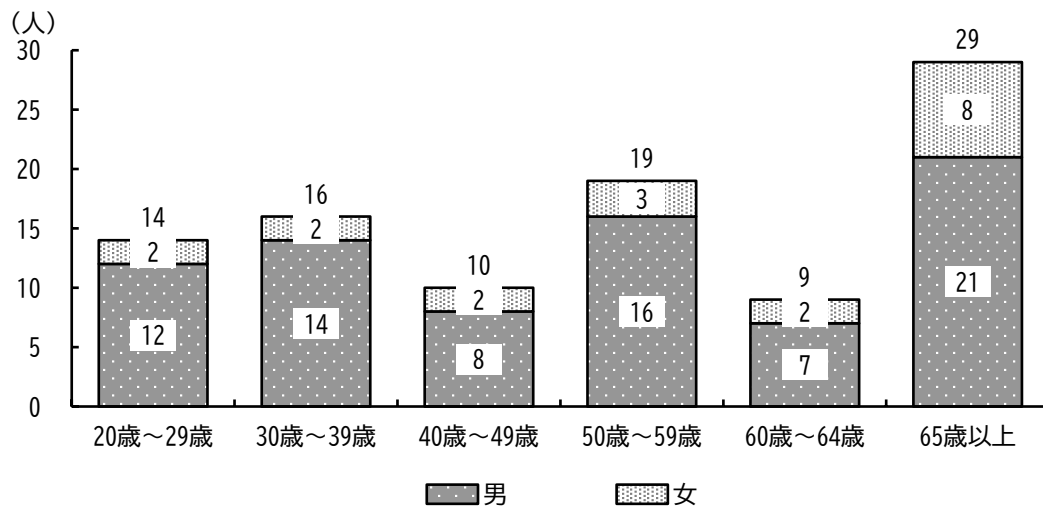
## 20歳以上の刑法犯検挙者数及び再犯者数データ（令和6年）

罪種別再犯率＜裾野市＞（参考）

単位：人

罪種別	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯全体	97	50	47	48.5%
うち 凶悪犯	3	1	2	66.7%
うち 粗暴犯	25	16	9	36.0%
うち 窃盗犯	45	20	25	55.6%
うち 知能犯	9	5	4	44.4%
うち 風俗犯	4	4	0	0.0%
覚醒剤取締法	5	3	2	40.0%
麻薬取締法	0	0	0	0.0%
大麻取締法	3	2	1	33.3%

犯行時の年齢別・男女別＜裾野市＞（参考）

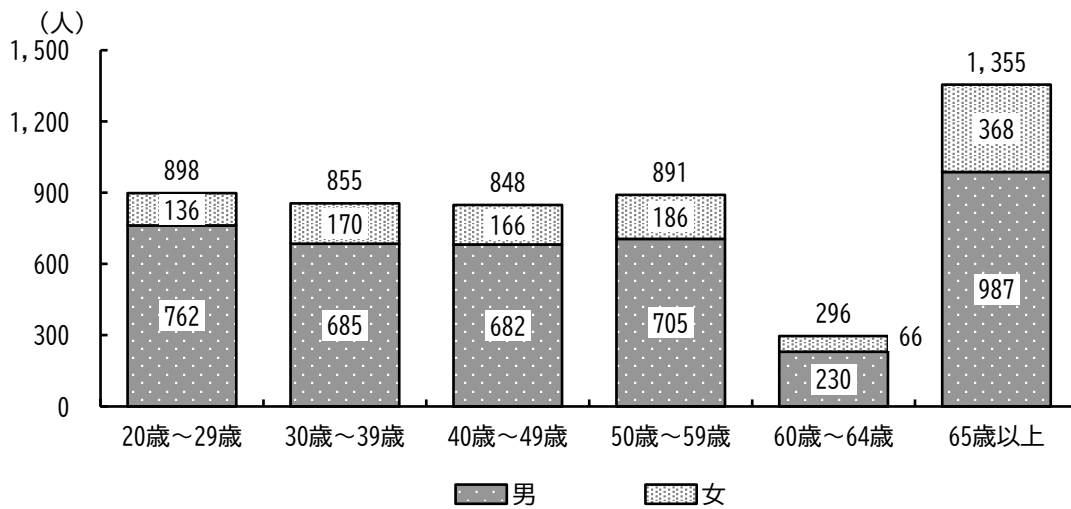


罪種別再犯率<静岡県> (参考)

単位：人

罪種別	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯全体	5,143	2,758	2,385	46.4%
うち 凶悪犯	157	79	78	49.7%
うち 粗暴犯	1,761	1,080	681	38.7%
うち 窃盗犯	2,170	1,004	1,166	53.7%
うち 知能犯	281	140	141	50.2%
うち 風俗犯	206	119	87	42.2%
覚醒剤取締法	140	21	119	85.0%
麻薬取締法	26	6	20	76.9%
大麻取締法	131	56	75	57.3%

犯行時の年齢別・男女別<静岡県> (参考)



資料：法務省関東矯正局提供データを基に裾野市作成

# 第 6 章 計画の推進に向けて

## 1 計画の普及・啓発

「地域福祉」とは、子どもから大人まで、地域に暮らすすべての人々が安心して生活できる環境を実現するため、地域住民、企業、**学校**、福祉関係者などが互いに連携し、地域内の生活上の課題解決に取り組む考え方です。

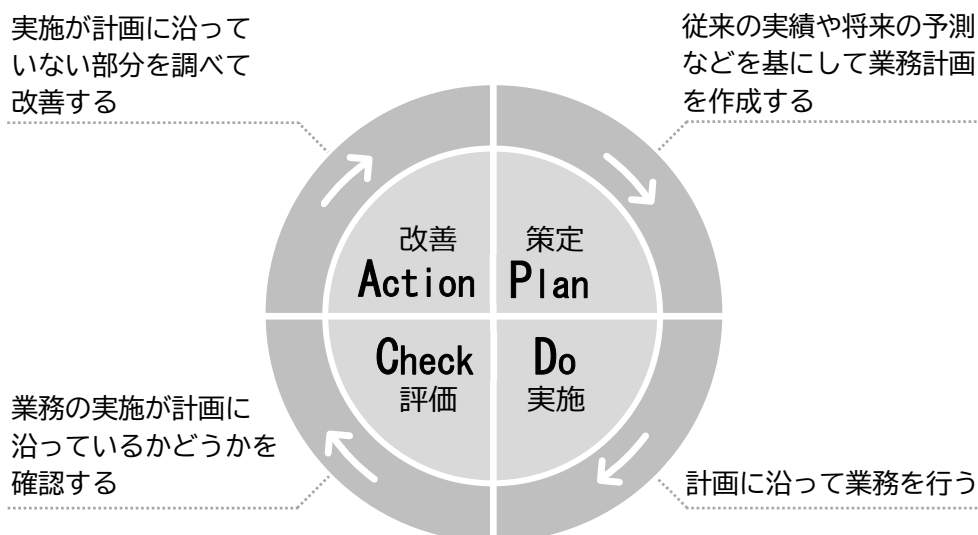
地域福祉を推進するためには、「自助」「共助」「公助」の考え方を理解し、地域の一人ひとりが役割を果たしながら一体となって活動を推進することが重要です。

## 2 計画の推進体制

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支え合えることができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。そのために、地域福祉に関連する庁内関係課と連携を図り、各事業の取り組みを推進していくとともに、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者などと連携し、それぞれの特徴が活かされるように調整を図りながら、「協働」による推進体制を整備していきます。

## 3 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、事業が円滑に実施されている必要があります。そのため、市民アンケート調査や福祉における分野別計画の事業実施状況から本計画をPDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



# 資料編

## 1 裾野市地域福祉計画策定委員会設置条例

平成 26 年 3 月 4 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する地域福祉計画の策定及び見直しをするため、裾野市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定及び見直しについて調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 地域住民団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 裾野市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	桑原 敏道	民生委員児童委員協議会代表	
2	柏木 宏介	社会福祉協議会代表	
3	加納 正昭	社会福祉施設代表	
4	勝又 守	障害福祉団体代表	
5	杉山 辰江	ボランティア団体代表	
6	杉本 美穂子	医療関係者代表	
7	水口 典彦	区長連合会代表	
8	大庭 芳範	老人クラブ連合会代表	
9	河内 ノブ子	一般公募	

(敬称略)

## 3 第5次裾野市地域福祉計画 策定の経過

年 月 日	内 容
令和7年10月14日	第1回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和7年11月14日	第2回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和7年12月17日	第3回裾野市地域福祉計画策定委員会
令和8年1月23日～ 令和8年2月16日	パブリックコメントの実施
令和8年3月4日	第4回裾野市地域福祉計画策定委員会

## 4 用語解説

### 【あ行】

#### ICT

Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術の総称として、従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使用されている。

#### アウトリーチ

支援者が家庭訪問等により、対象者のいる場所に出向き、必要なサービスや情報を届け、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みのこと。

#### インクルーシブ教育

障害の有無や国籍、個性にかかわらず、すべての子どもが多様性を認め合い、地域とともに学び合う教育体系のこと。学校・学級の分離をなくし、一人ひとりのニーズに応じた「合理的配慮」を提供することで、全員が対等に参加できる「共生社会」の形成を目指す。

#### NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、法人格を取得した法人を NPO 法人という。

#### SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念に、世界中の企業や団体が将来に渡っても継続できる事業を検討し、取り組んでいる。

### 【か行】

#### 更生保護

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会の実現を目指す活動のこと。

#### 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。

## 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%~14%の社会を高齢化社会、14%~21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

## 子どもの権利条約

1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准した国際条約のこと。世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものの。

## 【さ行】

### 在宅医療

在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

### 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた者で、家庭裁判所により、成年後見人等として選任された者のこと。

### 社会関係資本（ソーシャルキャピタル）

社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念のこと。抽象的な概念で、定義もさまざまだが、ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされる。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織のこと。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

### 社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

### 社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動をいう。

### 重層的支援体制整備事業

令和2年に改正された社会福祉法において創設され、これまでの高齢、障害、こども及び生活困窮など、分野別に受けていた相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、多機関と連携して支援する取り組みのこと。

### 重層的な支援体制

平成29年の改正社会福祉法により、地域福祉推進の理念を実現するために市町村が努めることとした支援体制。複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、支援していく体制のこと。

### 障害者相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業所のこと。

### 障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される「身体障害者手帳」、知的障害があると判定された方に交付される「療育手帳」、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する「精神障害者保健福祉手帳」の3種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等は異なるが、どの手帳でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。

### ジョブコーチ

障がい者の雇用の促進等に関する法律により、障がい者が職場に適應することを容易にするための援助を行う者（職場適應援助者）のこと。障がい者の職場適應に課題がある場合に、職場に出向いて障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適應を図る。

### 生活困窮者

生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

### 生活困窮者自立支援制度

市や民間団体が緊密な連携体制をとり、生活困窮者に対して、地域における福祉・就労・教育・住宅その他の自立に向けた支援を行うこと。

## 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度のこと。

## 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律により、政府が定める。成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画のこと。市町村は、当該計画を勘案し、当該市町村の区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

## ソーシャル・インクルージョン

全ての人々を、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現にかなげるよう社会の構成員として包み支え合う考え方のこと。

## 【た行】

### ダブルケア

近年の晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に引き受け、育児と介護の二つのケアを同時に担うこと。

## 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトと位置づけられている。

## 地域ふれあいサロン活動

ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中の親子等が、地域住民やボランティアと一緒に、身近な場所で気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりを行う活動のこと。

## 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように医療や介護などの支援が一体的に提供される体制のこと。

## 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、相談対応や介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う介護予防の中核拠点のこと。

## DV

Domestic Violence の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。家庭内暴力とも呼ばれる。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が制定されている。

## 【は行】

### 8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

## バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差をなくすなど物理的な障害を取り除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受け止められ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障がいの除去という意味でも用いられている。

## ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」のこと。

## 避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

## ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う制度のこと。

## 福祉避難所

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用の確保、相談支援ができる体制の整備などがなされ、要配慮者を滞在させることを想定し、市から指定を受けた避難所のこと。

## 包括的な支援体制

地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備すること。

## 保護司

保護司は、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱を受けた非常勤の公務員であり、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協働して保護観察や犯罪予防活動等を行う。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談援助活動を行う。また、すべての民生委員は、児童福祉法により、児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する様々な相談や支援を行う。

## 【や行】

### ヤングケアラー

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものこと。

## ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## 第5次裾野市地域福祉計画

【令和8～12年度】

発行：裾野市

企画・編集：裾野市 健康福祉部 総合福祉課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL 055-995-1819

FAX 055-992-3681